

附録

助産婦に要する看護法の大要

助産婦は屢々妊婦褥婦並に小兒に對し輕度の疾病に向つて應急手当を施さざる可からざるの義務を有し、又實際に於て自然此機會に遭遇するの場合抄しとせず、故に之れ等に向つて最も必要なる方法の數種を左に掲載し、以て諸姉の參考に供せんと欲す

第一 創傷

創傷とは切創、刺創、裂創、及挫創等を云ふ者なれ共、火傷及凍傷亦た此部類に屬すべし
凡そ創面が切創又は刺創等より來り、殊に出血甚しき場合は、其流出状態により先づ動脈性出血若しくは

静脈性出血なるやを鑑別せざる可らず、即ち動脈性出血にありては其色鮮紅を呈し活潑の勢を以て迸出するものなれ共、静脈性出血にありては暗紅色を呈し且つ徐々に流出する者とする

總て出血に遭遇する時は先づ局部に存する被服を除き細心注意検査するを要す、其出血若し動脈性なる時は可及的速かに出血部の上方(心臟に近き方位)に於て壓迫帯を置き創面局部には無菌性ガーゼ又は棉花を貼し、細帯を施す可し然れ共、静脈性出血なる時は前者に反し出血部の下方(即ち其の末梢)に壓迫帯を施すべし、蓋し創面局部に對する處置は毫も前者に異ならず

然れども出血著しからざるの創面に在ては先づ創面の不潔物を去り周囲を防腐藥にて拭ひ無菌性ガーゼを局部に貼し軽く細帯して安静を保たしむ可し

火傷

火傷にありては其部赤色を呈し或は水泡を形生し或は糜爛し甚しきに至りては炭化せしめ名状す可らざる灼熱性疼痛を發起するものとす、此の場合にありては先づ冷霰法を試み、次で無菌阿列布油、胡麻油、和攝林等の脂肪油類を棉花に浸して貼布す輕症にありては醬油を塗布し意外の奏効を現はすこと尠からず、若し水泡を形生したる場合にありては可及的胞膜の破裂を防ぎ、其水泡大にして且つ強く緊張するときは極めて細き針を穿ちて内容を漏らし、2% 硼酸和攝林を貼付して細帯するを可とす

凍傷に最も良く侵され易きは指趾耳朶なり、輕症にありては局部腫脹し癢痒及び疼痛を自覺するのみなれども、甚しきにありては焮衝を起し、遂に組織崩壊するに至ることあり

先づ輕症に向つては沃度丁幾若しくは3% 硝酸銀水を

塗布するによりて多くは治癒するものなれども、組織既に破壊したる場合にありては、亜鉛花軟膏を貼布して綯帯するにあり

第二 洗滌法

助産婦は妊産婦に向つて屢腔内洗滌を施すの場合あり、之れに要する洗滌器は通例「イルリガートル」を應用するものなれども、其際に注意を要するは、誤護管の太さ可及的大なる者を撰び、嘴管の尖端球形に膨隆し、且つ周圍に數多の噴出口を存する者を以て最良とす、洗滌に際しては先づ婦人をして靜かに寢臺上に登らしめ、臀下に油紙を敷きて仰臥位を取らしめ、受容器を備へて後着手するを要す、洗滌液には煮沸したる無菌水を用ひ、「イルリガートル」中に於て豫じめ其液温を計測するを要す、若し子宮又は

腔内より傳染の疑ある分泌物多量に排泄せらるゝ時は、殺菌藥例之ば石炭酸若しくは「リゾール」を溶解したる洗滌液を用ふ可し、「リゾール」は井水及河水に逢へば色の濁濁を生ずるが故に宜敷蒸餾水を以て溶解せざる可からず、百倍以下に稀釋したる「リゾール」水は淡黄色を呈し、恰も日本酒の如き色を呈するも百五十倍なるときは水様淡黄色となり、二百倍なるときは淡白色となる、「イルリガートル」の高さは通常「メートル」を適度とし、藥液の排出度は可及的徐々たらしむるを要す、而して洗滌前に於ては勿論誤護管中に充滿する空氣を豫じめ驅除せしめ、洗滌終れば之れに使用したる器械を清洗し消毒して後片付け置く可し

第三 灌腸法及び注腸法

本法は藥液若しくは常水を肛門より腸管中に灌注するの

方法を云ふ、其目的に種々あり

一 誘導灌腸

とは或る原因によりて墜落若くは打撲を被むり爲めに腸或は脊髓に震盪症を起し、人事不省となりたる場合に於て腸管を刺戟するの目的に行はるゝものとする

二 滋養灌腸

は食道に狭窄又は閉塞を生じ、爲めに食物を嚥下する能はざる場合に於て、直腸より滋養物を吸収せしめんとするの目的に行ふものにして、此場合にありては可及的少量の液を可とし、多くは十分の一リットル以上を越へざるものとする

三 催下灌腸

は通常最も屢々施すべき方法にして、其目的は注入液と共に腸内の糞便を排泄せしむるにあり、故に之れに向つての注入量は比較的少量を用ふ、即ち大人には四分の一乃至二分の一リットルを小児には二乃至

四歳迄は十分の一乃至五分の一リットル、初生児には十五蘭謨より五十瓦蘭謨までを適度とし、温度は攝氏三十五度乃至三十七度の微温水を適度とす

灌腸液中加入る薬品

は食鹽、石鹼、蓖麻子油及びそれに加密列等を用ふれども、時としては醫師の指令に隨ひ、醋酸鉛及び明礬等の收斂劑又は抱水コロラール阿片及び莨菪「エキス」等の鎮靜劑を用ふること少なからずとす

灌腸の方法

灌腸に要する器械は通常灌腸器若くは注射器を用ふれども、比較的簡單なるは「イルリガートル」なりとす（ヘーガル氏灌注法）然れ共小児に向つては、特に之れを用ふべからず

灌腸を行はんには

先づ患者に右側臥を取らしめ、膝を屈し臀部に枕子を押し込み可及的高舉の位置に至らしむ、而して汚れを防がん爲め臀部下に油紙を敷き且つ便器の用

意をなし置く可し、以上の準備終れば、イルリガートルの嘴管を取り先づ数滴の液を漏らしたる後、嘴管の尖端に油を塗り約二仙迷を肛門内に挿入し、僅かに動搖を試み異常なければ尙ほ二乃至三仙迷を上方に送り、以て徐々に注入すべし蓋し此際注意を要するは肛門内に諸種の疾病を存し爲めに嘴管の送入に困難なることあり、然るときは先づ肛門に多量の油を塗布し、嘴管の尖端に「ネラトン」氏尿道カテ「ラル」を附し廻轉しつゝ、靜かに挿入すべし、此方法は獨り肛門内に異状の存する場合のみに限らず、平素と雖も之れを用ひて甚だ良効を認むること少からず、何となれば其挿入の容易にして且つ危険少なき上に、比較的腸管の稍上部に迄薬液を達せしめ得べきを以てなり

第四 冷罨法

本法は身體の一部分を冷却して炎症を防ぎ、或は疼痛を緩解除去するの目的に應用するものにして、之れに冷水罨法及び氷罨法の二種あり

一、冷水罨法

は「ガーゼ」又は手拭を患部より稍々廣き大きさに折り重ねて氷水に浸し、軽く絞りて局所に貼し別に同様のものを作りて氷水に浸し置き、互に交換しつゝ、冷却するにあり、若し誤て其交換を怠る時は、本罨法の本能を失ひ温罨法となりて全く反對の作用をなすに至る、故に注意せざるべからず

冷水罨法の一種にしてシエムツケル氏罨法と稱するものあり、此法は水に鹽類或は酔を加へて冷却の度を増加せしむるの法にして、夏季の使用に最も適當とす、即ち礮砂一分と硝石三分とを極めて粗糲の粉末となし、之れに酔六分と水十二乃至二十四分を加へ、良く溶解せしめて用ふるに

あり

二、氷罨法

は水に代ふるに氷を以てするの法にして即ち冷水罨法は其効力微弱なるが故、持久冷却に堪へ難し、如此の場合に於ては宜敷氷によりて冷却せざる可らず、殊に劇甚の局處炎に於て然りとす、長時間氷を直接に皮膚に貼する時は、寒冷の爲其部に疼痛を發し、甚しきは凍傷を起すに至ることあり、故に數枚に折り重ねたる布片を局部に貼し、其上に氷袋を置くを宜しとす

第五 温罨法

本法は身體の一部分を温めて病症を緩め、或は吸収を促し、或は膿潰を進むるの場合に行ふべきものにして、之れに二種あり

一、濕性温罨法

は温湯或は温暖なる藥液を「ガーゼ」

又は手拭に浸し軽く絞りて患部に貼するにあり、其温度は餘り高きに過ぐ可らずして、長時間同一の温度を保たしめ、少くも三十分毎に交換せざる可らず

濕性温罨法の一種にして、プリースニツ氏の罨法と名づくるものあり、其法は脱脂綿若くは「ガーゼ」を數層に折り重ね、常水或は藥液を浸して患部に貼し、其上を亞麻仁油紙にて被包し、更に布片若くは糊帶を以て固定するにあり、而して貼用中は時々注意して其濕布の乾燥せしや否やを檢す可し、若し乾燥したる時は再び常水又は藥液を浸して貼し、數回之れを反覆するにあり、本罨法は他の濕性温罨法と稍、相異なり、貼布したる冷濕布體温の爲めに自然に暖められて、遂に温罨法の効力を現はすものとす

久しく温度を保たしめんとするの目的により、巴布と稱するものを貼用することあり、而して巴布とは麥粉又は亞

麻仁末を鍋の中にて沸騰しつゝ、ある湯にて泥状に煉り、布片に包みて手早く患部に貼布するにあり

二、乾性温罨法
 は湯婆懐爐又は燒鹽を布片に包みて貼し局部を暖むるものを云ふ、本法をして殊に衰弱の甚しきもの及び小兒に向つて使用するとき、湯液を起さしめざる様注意すること最も肝要なりとす

第六 芥子泥

本法は誘導の目的を以て局部を刺戟するにあり、通例芥子末を温湯にて軟泥状に煉り、布片又は紙に攤べて皮膚に貼用するものとす、貼用時間を芥子末の性質及び其新古若しくは患者の性質によりて一定し難きのみ、要するに其部に疼痛を生ずるか或は時々検査し皮膚に充血を起すに至らば直に之れを取り除く可きものとす、何となれば長期の

第七 吸角法

刺戟は其部に水泡を生ずるの恐れあるを以てなり

吸角法
 は總ての炎症に向つて應用するものなれども、殊に醫師の命令によりて助産婦の最も多く行ふ可き場合は腰痛肩凝、カルブネル、フルンケル、急性乳腺炎、及び婦人又は小兒に於ける各所の熱性膿瘍等なりとす、此の法に二種あり、血角法及び乾角法之れなり

一、血角法
 は局部に刺戟を行ひて施すの法にして二乾角法は之を施さず單に局部に貼し吸引せしむる者とす、蓋し兩者共アルコールを浸たる棉花に點火し手早く局部に貼す可し、近來此目的に向つてピール氏の鬱血吸引装置現はれたり、其來源を窺ふに從來炎症疾患の療法としては只だ一つの切開法ありしのみにして、炎症に向て鬱血を

來さしむるは最も嫌忌する處の者なりし、然るにドクトル
 アウクストビール氏は病理學上の統計に基き、心悸不完症
 の爲肺循環系に鬱血あるものは比較的結核に罹かること
 稀有なれども、之れに反し肺動脈に狭窄ありて肺臟常に貧
 血を呈するものによりては、高年に至る迄尙結核の爲に死
 歿するを常とするの事實より、此の點に留意し専ら炎症に
 就て研究したる結果、炎症の主要部分なる充血を早期に於
 て人為的に増進せしむれば、爲めに炎症及び其他の或る疾
 患を單簡なる方法によりて比較的短期に治癒せしむること
 を得ることを公にしたるにあり、而して同氏の吸引装置
 は強硬護謄管の一端に硝子製吸角を接続し、他の一端には
 強弾力性護謄球若しくは唧筒を連続せしめたるものなり
 而して其使用法は吸角部を患部に密接せしめ、唧筒により
 て吸角内の空氣を排除せしむるか、又は「ごむ球」にて空氣を

吸引せしむるにあり、然る時は患部の吸角面は吸角内に突
 出し堅く密着吸引せしむることを得べし

第八 蘇生術

種々の原因によりて失神し、殆ど呼吸を營み能はざるの
 状態にあるか、若くは呼吸既に停止したりと雖も未だ體温
 を失はずして多少幽微の心動を存する時は、之れを眞死と
 云はずして假死即ち窒息と云ふ、此の場合に於ては可及的
 速かに蘇生術を施さざる可らず
 其法種々あれ共多くの場合にありては先づ氣道に異物
 あれば之れを除去し手早く患者を仰臥せしめ、頸部胸部を
 高くし頭部を低くして帶及び襦袢等の呼吸を妨ぐべきも
 のを除去し、皮膚に刺戟藥例之ば芥子泥を貼用し、傍ら人工
 呼吸法を行ふにあり

即ち術者は仰臥せしめたる患者の上にて、両手を開き、
 て両乳房下に貼し、徐々に充分なる力を加へて胸部を壓迫
 し、次で手を放ち、再び胸部に壓迫を加へて手を放つこと凡
 そ一分間に十五回を反覆しつゝ、三十分間以上及びべし
 又他の法は仰臥せしめたる患者の氣道中に銀管を送入
 し、口裂及び鼻口を閉鎖し、外方より空気を吹き入るゝ時は
 肺の膨脹と共に胸廓僅かに擴張するを認む、此機會に乗じ
 て他の助手は胸壁に両手を貼して壓迫を加へ規則正しく
 反覆し、二十分間以上に及ぶ可し

初生兒の假死にありては、口腔内より粘液を拭去し
 ネラトン氏「カテーテル」より空気を吹き入れ、胸壁を壓迫す
 ると同時に「カテーテル」を抜去す、然れ共此法によりて尙ほ
 蘇生せざる時は、緒方氏蘇生術若くはシユルツエー氏人工
 呼吸術を行はざる可らず

第九 吸入法

本法は呼吸器系統の諸病に向つて直接に藥効を奏せし
 めん爲めに、藥液を蒸氣として吸入せしむるの方法を云ふ
 而して之れに使用する藥劑に揮發性と不揮發性との二種
 あり、何れに於ても其吸入の分量及吸入時間の長短は醫師
 の命ずる處に従はざるべからず

一 揮發性藥物の吸入法

揮發性の藥物を吸入せしめんには「クルシユマン」の
 覆面を用ふるを法則とするものなれども、單筒なるは長さ
 三寸位の竹の筒に棉花又は「ガーゼ」を押し込み、之れに藥液
 を点滴して吸入せしむるにあり
 又時としては單に藥液を盛りたる瓶の口より直ちに吸

入せしむることあり、然れども何れの場合に於ても必ず患者の两眼を閉鎖せしめ以て其刺戟を避けざるべからず。而して揮發性藥劑を吸入せしむる場合は可及的淺呼吸を營ましむるを良しとす、何となれば深呼吸の爲めに眩暈を起し甚しきに至りては失神等を起したるの例少からざるが故なり。

二 不揮發性藥物の吸入法

不揮發性の藥物は水に溶解若しくは水に混合せしめ、一定の装置即ち吸入器によりて吸入せしむるものとす、而して吸入器の構造は諸姉既に之れを知らるゝを以て茲に單に其施術に就ての注意を記載せんとす。即ち汽罐中に容るべき水は、汽罐内容の三分の二若しくは半ば以上を越ゆべからざるものとす、何となれば之れよ

りも多量なるときは沸騰の際噴出管より熱水迸出して患者を火傷せしむる事あればなり、又汽罐に安全弁を備へたるものは格別の注意を要せざるも、若し之れを備へざる吸入器にありては使用中強度の火力に用ゆるか、又は急に火力を強めたる等の場合に於て汽罐破裂を起す事少からざるに依り、細心注意し徐々に加熱すべきものとす。

吸入を行ふには 先づ患者をして座位又は椅子に凭

らしむるか或は横臥位を取らしめ衣類及蒲團等か水蒸氣の爲めに濕潤するを防がん爲油紙又は厚き西洋手拭を胸邊に貼し吸入器の噴出口より出づる水蒸氣を開大したる口内に受けしめ可及的深呼吸を營ませつゝ之れを吸入せしむるにあり、而して蒸氣噴出中は汽罐内の湯の分量并に風の爲めに「ランプ」の火力不同とならざる様注意し、一定量の藥液を吸入し終らば先づ燈火を滅し患者をして安臥せ

しめ施術後約一時間は寒冷の空氣に觸れしめざる様保護
する事緊要なり

器械

は使用後直ちに解體して蒸籠中の湯を捨て諸
部を丁寧に掃除すべし殊に吸上噴出管中には滓渣附着し
易きものにして此掃除を怠るときは使用せし薬液の性
質により管口腐蝕又は酸化し或は閉塞して次回の使用を
妨ぐるに至る事屢々之れあるべし

第十 塗擦法

本法は消炎鎮痛殺菌及驅微の目的によりて或る薬劑を
皮膚の局部に塗擦し以て其薬力を深部に透達せしむる
の法を云ふ
稀れに酒精劑及其他の水劑を擦り込むことあれども通
例多く用ふるは軟膏劑なりとす其方法は先づ患部并に塗

擦すべき術者の手指をして丁寧に清洗し流動薬なれば棉
花又はガーゼに浸し軟膏劑なれば手指に取り患部が疼痛
を感ぜざる限りは可及的強力を以て上下左右に若くは
環状に塗擦するにあり若し其薬劑が丁幾類又は水劑なる
ときは皮膚面の全く乾燥するに至る迄油類又は軟膏劑な
るときは只だ其痕跡を残すに至るまで塗擦を持続す可し
塗擦終れば局部に接觸すべき衣類の汚染を防がん爲一定
時間油紙又は「ガーゼ」を被ひて綑帶し置くを宜しとす

水銀軟膏塗擦法

本法は他薬の擦塗法と稍々其趣を異にする處あるが故
に特に別項を設けて左に記載せん
水銀軟膏の塗擦は主も梅毒療法として行ふべき施術
にして塗擦前には先づ患者の口腔殊に齶齒の掃除をなし

温浴を取らしむ、而して局所に毛髪の存するときは宜しく之を剃り落すべし、若し入浴し能はざる患者なるときは微温湯にて局部を洗ひ清潔となす可し、右の準備終らば術者の示指及中指に謨護製の指袋を箝め之れに水銀軟膏の二乃至四瓦菌謨を取り前項記載の如く之れを塗擦するにあり、然れども其塗擦には必ずしも一定の順序あることを忘る可らず即ち左の如し

初日は	一側の	大腿内面	二日	他側の	大腿内面
三日	一側の	胸側部	四日	他側の	胸側部
五日	一側の	上膊内面	六日	他側の	上膊内面
七日	入浴				
第八日	目より再び右の順序を反覆す可きなり、而て此塗擦法を行ふ期間は二%硼酸水又は鹽剝水の含嗽によりて口内を清潔ならしめ、且つ大便の通利を良くせん爲時々下				

劑を用ふ可きなり、若し塗擦藥持續中に於て流涎或は齒齦の腫脹等を發したるときは、之れ即ち水銀中毒を起したるの證なるが故に、此の如き場合には直ちに其塗擦を中止し、醫師の診斷を受くるを良とす

第十一 水蛭貼用法

本法は炎症等に向つて、局部の血量を減少せしめ以て疼痛及腫脹を緩解するの目的により、水蛭を貼用して其部の血液を吸吮せしむるの方法を云ふ、而して貼用の場所及水蛭の條數等は豫じめ醫師の命ずる處に従ふべきは勿論なりとす

之れを貼用せんには、先づ患者が可及的長時間堪え得べき適宜の位置を取らしめ、貼用局部を丁寧に消毒的洗滌を行ひて清潔となし、全く局部に藥液等の附着せざるに

至らば一二滴の牛乳又は砂糖水を其部に滴下し、次で數條若しくは數十條の水蛭を盛りたる吸角の開口部を局部に貼して吸吮せしむるにあり、若し貼用の場所が耳鼻口腔及腔等の腔洞なる時は「ガーゼ」又は紙を以て虫尾を摘み、口頭(尖)りたる部分(を)局部に接して吸吮せしむべし然れども一時に多數の水蛭を貼せんには水蛭管又は小吸角を用ふべきは勿論なりとす、最も便利なる方法は日本紙に水蛭を包み或一局部に小孔を穿ち之れを貼用部に接し暫らく保存し置くときは直ちに吮ひ附くものなり

斯の如く腔洞中に水蛭を貼する場合は 長き糸にて虫尾を縛し置くを可とす、之れ目的外の深部に進入するを防ぐの利益ありとす

然れども尙ほ誤て水蛭を嚥下したる場合は 直ちに多量の食鹽水を飲用せしめ而して後吐出せしむべし

吮ひ飽きたる時は通例自然に脱落するものなれども、若し久時を経るも尙ほ脱落せざる時に於ては、水蛭に少量の食鹽を撒布するか又は煙草の烟を吹き掛くるによりて直ちに脱落するものとす

脱落後 は消毒「ガーゼ」にて反覆後出血を拭ひ去り全く止血の後に於て護謄絆創膏若しくは防腐繃帶によりて創口の癒合を促すべし

第十二 皮下注射法

皮下注射法 は、妄りに助産婦の施すべき技術にあらざれども、應急の場合醫士の助手として行ふべきことあり、皮下注射には通常「フラスコ」氏の注射器を用ふ、此器は注射液の量一死を容れ得るものにして、其末端に箱入せしむる針には大小の二個あり、大は通常「カンフル」油の如き

粘稠なる液を注射する際用ひ、小はモルヒネ水の如き、濃泊なる液を注射するに用ゆ、之れ使用するには先づ術者の手指を消毒し、次で注射器の内を外を消毒すべし、注射器の内部を消毒せんとせば、二%の石炭酸水を器内に吸引せしめ、針を固着して此液を壓出す、此の如く再三吸引、壓出を反復し、後ち蒸餾水にて前の如く一回吸引、壓出を試み、次で注射液を吸引せしめ、針を固着して、之を倒まに持ち少しく液を壓出して器中の空気を驅逐すべし、注射すべき皮膚は石炭酸水若しくは酒精を消毒し、綿に浸し、再三再四丁寧に拭ひ、其一部を手指にて摘み上げ、皺襞を造り、一手に注射器を持ち、此皺襞の底部に向て斜めに針を穿入し、次で薬液を徐々に注射し、終つて手早く針を抜き取り、此際他手にて直ちに消毒綿を以て針孔を押し、次で此部に絆創膏又はコロジウムを貼布し置くべし、皮下注射を行ふの部位は通常上膊の外側、前胸面若しくは大腿の外側等なり、此他食鹽水の皮下注射なるものあり、こは甚しく失血したる際、醫士の行ふものにして、助産婦は屢く其助手たらざるべからず、食鹽水は通常〇、六或は〇、九%のもの多量を要す、先づ助産婦は醫士より調製せる食鹽水を受け取り、直ちに之を硝子瓶(コルベン)に移し、其瓶口を消毒綿を以て栓塞し、酒精燈上に掛けて沸騰せしめ、後ち攝氏二十五度乃至三十度の温度迄冷却せしめ、之をイルリガートル様の装置を有せる食鹽水注入器内に千瓦乃至二千瓦を入れ、此器を一乃至二メートルの高さに舉上すべし、此際醫士は護謨管の尖端に附着せしめたる針を皮下に穿入し、食鹽水を注入す、故に助手は液の温度冷却せざるや、及び其器に刻みたる度目を檢し、何幾量の液が注入せられたるやを始終注意せんことを要す、食鹽水注入の部位は通常胸側、臍部、脇部の如き皮

側、前胸面若しくは大腿の外側等なり、此他食鹽水の皮下注射なるものあり、こは甚しく失血したる際、醫士の行ふものにして、助産婦は屢く其助手たらざるべからず、食鹽水は通常〇、六或は〇、九%のもの多量を要す、先づ助産婦は醫士より調製せる食鹽水を受け取り、直ちに之を硝子瓶(コルベン)に移し、其瓶口を消毒綿を以て栓塞し、酒精燈上に掛けて沸騰せしめ、後ち攝氏二十五度乃至三十度の温度迄冷却せしめ、之をイルリガートル様の装置を有せる食鹽水注入器内に千瓦乃至二千瓦を入れ、此器を一乃至二メートルの高さに舉上すべし、此際醫士は護謨管の尖端に附着せしめたる針を皮下に穿入し、食鹽水を注入す、故に助手は液の温度冷却せざるや、及び其器に刻みたる度目を檢し、何幾量の液が注入せられたるやを始終注意せんことを要す、食鹽水注入の部位は通常胸側、臍部、脇部の如き皮

膚の弛緩せる部なり而して注射後は絆創膏を貼し、コロジ
ユムを塗布し壓迫繃帯を施し、其部を高く保持し、液の吸収
を容易ならしむべし

第十三 尿の検査

尿は 通常淡黄色を呈し透明にして酸性反應を呈す、其
一晝夜に排泄する量は平均千瓦乃至千五百瓦位なり、若し
尿色變化するか、濁するか、或は反應を變ずるか、若くは其
量甚だしく増減する時は異常に屬す、助産婦は屢尿中に蛋
白質を混する疾病、即ち腎臟炎に遭遇するが故に、左に單簡
なる尿の検査を述べん

尿量 を検査するには一晝夜に排出したる尿を悉く
一定の容器、殊に硝子製のものにして度目を刻せる器中に
取り置き、以て其量を測るべし

反應 を検査するには、ラクムス試験紙を用ゆ、此試験紙
は赤色のものと青色のものありて、其一端を尿中に浸し
紙色の變化によりて尿の反應を知るなり、今若し青色試験
紙が赤色に變じたる時は其尿は酸性にして、之に反し赤色
のもの青色に變ずる時はアルカリ性なり、兩試験紙共變
色せざる時は中性のものとする

蛋白質

を検査するには先づ尿を濾過紙を以て濾過
し、若し此尿酸性ならざる時は、一滴の稀硝酸を加へて酸性
とならしめ、其少量を試験管に入れ、酒精燈上に熱して煮沸
せしむ、此際強く濁すれば、即ち蛋白質含有の徴なり、然れ
ども又他物のため少しく濁することあるが故に、尙精密
に檢せんとせば、之に凡そ試験管中に存する尿の十分の一
量の硝酸を加ふべし、果して此濁蛋白質なる時は毫も消
失せず、雖も他物なれば忽ち消えて尿は透明となるべし

第十四 麻醉法

手術に際し助産婦は屢其助手となりて之を行ふの止むを得ざるに或れば、その大要を知得するを必要とす

麻醉の方法

又は、エーテルにして必らず空気に混じて吸入せしめざるべからず、故に適當の装置を要す、即ち金屬線を以て製せる假面にフラネル又はリント片を張り、之を患者の口鼻前に持ち來り、此假面上にクロ、ホルムを滴下して吸入せしむるなり、先づ患者を仰臥せしめ、帯を解き衣襟を開きて呼吸を容易ならしめ、頭部を下げて肩胛と平均せしめ、義齒あらば之を除き、布片を以て兩眼を被ひ、假面の裏面に棉花の薄層を貼し、之にクロ、ホルムを滴瓶より四五滴、點滴し、此假

面を患婦の口鼻前に保ち、靜かに呼吸せしめ、尙前に點滴せるクロ、ホルムの全く揮散せざるに先ち再び五六滴を滴下すべし、點滴すること多きに過ぐる時は、クロ、ホルムは顔面、頸部に流注して、紅疹を生ずることあるのみならず、空氣の混合少くしてクロ、ホルムの吸入多きに過ぎ、爲めに或は患者を斃すに至ることあれば注意せざるべからず、以上の如くにして絶へず少量を點滴し患者をして遂に麻醉に至らしむ、クロ、ホルム吸入の初期に於ては患者亢奮して顔面潮紅し、或は歌ひ、或は悲しみ、或は嘔々として語り、又漫りに手足を動かす、突然として立ち上らんとするが如き状態を呈することあり、此際脈搏は頻數となる、之を亢奮期と云ふ、次で患者は安靜となり、呼吸脈搏共に緩徐にして高く昇盤を放ちて熟睡し、知覺全く缺亡す、即ち麻醉期に移れるものなり、此際顔面は蒼白となり、瞳孔縮少して光線に反

應せず

麻酔法を施すの注意

一、麻酔法を施す前に胃及び腸を全く空虚ならしむべし、故に患者には四時間以前より断食せしめ、假令一杯の湯たりとも飲ましむべからず、若し胃腸充滿する時は、麻酔に時間を費すのみならず、麻酔中屢嘔吐を發し、之が爲めに麻酔法を施すに頗る困難を來し、且つ過て吐物氣管中に入る時は窒息を誘起するの恐れあり、其他胃空虚ならざれば、横隔膜の運動を妨げ呼吸困難を來し易し、故に麻酔を要すべき手術なる時は、醫士は豫め下劑を投じ多量の便通ありて後ち尙洗腸を命するなり、下劑投用の暇なき時は、多量の液を以て洗腸を施し充分腸を空虚ならしむるを要す

二、麻酔法を施すの始めに當りて、醫士は身體殊に呼吸器、血行器の検査を爲し麻酔を行ふも危険なきやを確むる

ものにして助産婦は豫め患者に發熱なきや、咳嗽を發せざるや、齟齬、義齒の存せざるやを尋ね置き、醫士の參考に供すべし、特に此際患者の酒量及び既往に於て麻酔法を受けたることありや、若くは他の麻酔薬を平素服用せるやを尋問するを必要とす、是れ酒客若くは麻酔薬に慣れたるものは亢奮期甚だ長く、遂に眞の麻酔に陥らざることあればなり

三、麻酔を施すに先ち患者を慰諭して恐懼の念を去らしめ、虚心、平氣、安靜に呼吸すること命するを要す

四、患者の麻酔せるや否やを検するには、眼瞼を開き眼球に軽く指を觸るべし、未だ麻酔せざる間は直ちに自ら眼瞼を閉鎖するも眞に麻酔する時は閉鎖することなし

五、麻酔中は絶えず脈搏、呼吸に注意するを要す、若し麻酔薬過量なる時は呼吸不正となり、脈搏緩徐微弱となり、遂に死するに至ることあり、又屢瞳孔を検査せざるべからず

即ち充奮期に於ては徐ろに開大するも、麻酔期にありては常よりも縮少し、醒覺せんとするに方りては、再び開大す、其麻酔深き時に於て遂に散大するは、心臓麻痺の徴にして極めて危険なるものなり

六、嘔氣及び嘔吐は麻酔中屢發し、胃の空虚ならざる時に最も多く、特に充奮期の終り及び醒覺せんとする時に甚だし、嘔氣嘔吐ある時は直ちに顔面を側方に向はしめ、少しく頭部を高めて吐物の流出を便にし、口腔内に滞留せる吐物及び粘液を除去せざるべからず、口は緊閉せるが故に豫め開口器を以て置き置くべし

七、呼吸困難及び窒息を來す時は、直ちにクロ、ホルムの点滴を止め、假面を取り除き、患者の肩下に枕子を横へて頭部を下降せしめ、且つ兩側の下顎隅に手指をあて、下顎を前方に壓出すべし、此際往々舌下垂の爲め喉頭を閉して

窒息を來せることあるが故に、直ちに開口器を挿入して口腔を開き、舌鉗子を以て舌を挟み出すを要す、若し窒息に陥れる時は、此法を施すの他、直ちに人工呼吸法を行はざるべからず

八、麻酔に際しては、唾液粘液の分泌盛にして、氣管を狭窄ならしむることあり、豫め脱脂綿を附したる鉗子を備へ置き時々液體を拭除するを要す

九、手術終りてクロ、ホルムの吸入を止むれば、麻酔の徴候徐々に去り、患者自ら醒覺するあり、或は醒覺せずして尋常の睡眠に就くあり、此間助産婦は、毫も其傍を離るることなく呼吸脈搏及び顔貌を細心注意すべし、醒覺後、渴甚だしと雖も、決して飲料を與ふべからず、烈しき嘔吐を發するの恐れあり、又假令嘔氣なきも、數時間全く飲食物を與へず、單に氷水を以て含嗽せしむるに止むるを良とす、嘔吐強

き時は胃部に氷嚢を貼すべし、其他手術後は腦食血を起し易きが故に、常に頭部を低くし枕を用ゆべからず、且つ全身を温保し、冬季ならば湯婆數個を入るゝを要す

第十五 褥瘡

褥瘡は久しく病床にある患者に發するものにして甚だしき痛苦を感せしめ、時としては之が爲めに生命を失ふに至ることあり、之を區別して二種となす

一 尋常の褥瘡 は多く臀部、肩胛及び肘部等に生じ、殊に瘦せたる人にして其の病床の屢濕へるものに發し易し、最初の兆候は小なる紅色の斑點發生し之を指壓する時は、其色を失へども指を去れば又忽ち紅を潮す、患者は斯の如き小斑點と雖も焼くが如き感と疼痛とを訴へ、絶えず臥褥の位置を變換せんことを企つ、此際豫防法を行はざる時

は、此斑點次第に増大して遂に其中央糜爛し潰瘍を成形するに至り、疼痛は益々甚だしく潰瘍は漸次増大蔓延し、不潔物の附着によりて膿を分泌し、患者は之が爲めに衰弱加はり、時として不潔物の吸収によりて甚だしく發熱することあり

處置

褥瘡の初期なる部を發見する時は、速に其蔓延を防がざるべからず、且つ久しく病床にある患者には、常に注意して褥瘡の豫防法を講ずるを要す、即ち若し身體に濕へる部ある時は直ちに之を拭ひ、敷布蒲團及び寢臺は屢交換し、襯衣并に敷布の皺を引き延して常に平坦とならしめ置き専ら清潔に保たざるべからず、既に疼痛ある部位及び斑點を見出せば、毎日二回冷水或は微温湯に等分のブランデー若くは醋を加へたるもの、又は酒精を以て此部を軽く摩擦すべし、若し新鮮なる枸櫞を得れば之を兩斷し、其切斷

面を患部に貼し静かに摩擦するを良とす、且つ此部には壓迫を避けざるべからず、即ち屢臥位を交換し、或は環狀中心枕を敷くべし、此枕は柔軟なる革皮を以て製し中央空虚にして周圍を環狀に膨隆せしめたるなり

豫防法遂に効なくして糜爛に陥れる時は 前述せる摩擦法は却て疼痛を増せしむるが故に、決して施すべからず、即ち百倍の鉛糖水を以て洗滌し、若くは拭除し、出來得る限り清潔ならしめ、以て亞鉛化軟膏を貼布し置くべし、患者若し横臥するを得ば、一日數回其褥瘡部を壓迫せざる部に移し、毎半時若くは毎時に鉛糖水に浸せる濕布にて褥瘡を以て摩擦するも可なり、其他勿論環狀中心枕を用ひ褥瘡部の壓迫を免れしめざるべからず

二 脱疽性褥瘡

は甚だ悪性のものにして其の色黒

く恰も火に燃え若くは焦げたるが如し、此種類の褥瘡は悪性の傳染病營養不良、殊に患者の人事不省なる時發し易く、一度其前徴を發したる時は之を豫防するの道なし、其前徴とは背部の常に壓迫せらるる部に頗る大なる帶青暗紅色の斑點發生し、指壓によりて其色更に退かず、且つ少しも疼痛を感じずして漸次増大するものを云ふ、若し斯る斑點を見出せば、一刻も猶豫なく醫士に報じ、其蔓延を防がざるべからず、此際寢臺と殆んど同じ大きさの水枕を用ふる時は甚だ良好の結果を收むることあり、若し之なき時は前述の環狀中心枕を用ひ其部の壓迫を除くべし

第十六 消毒藥 (一名防腐藥) 又は殺菌藥

消毒藥とは有毒細菌を撲滅する性を有し、之れによりて諸種の傳染性疾病を防ぎ得べく、醫師及び助産婦の缺

くべからざる薬剤なり、今左に緊要なる消毒薬の種類及び其性状を述べし

一、石炭酸

は從來最も多く用ゆる殺菌薬にして無色の針状結晶をなし、一種の臭気と焼灼味を供へ、貯藏して久しきを経たるものは、溶解流動して赤色を帯ぶるに至る其濃厚溶液は強き腐蝕性を有するを以て、之れを用ゆるには豫め稀釋せざるべからず、即ち通常二乃至三布仙となして用ゆべし

石炭酸水を調製するには

先づ結晶石炭酸九分を

取り、之れに水一分を混じり溶解せしめて蓄へ置き、今一布仙即ち百倍のものを製せんとせば、一瓶中に溶解石炭酸一瓦と水九十九瓦とを入れ、能く之れを振盪して全く水と混合するに至らしむべし、左に混合の液量を擧げん

稀釋布仙

溶解石炭酸

水

一、布仙即ち百倍の石炭酸水 一、〇 九九、〇

二、布仙即ち五十倍の石炭酸水 二、〇 九八、〇

三、布仙即ち約三十三倍の石炭酸水 三、〇 九七、〇

四、布仙即ち二十五倍の石炭酸水 四、〇 九六、〇

五、布仙即ち二十倍の石炭酸水 五、〇 九五、〇

二、昇汞

は石炭酸及びゾール等より強き殺菌力を有するものにして、白色の結晶なり、此の殺菌力強きが爲

めに、其毒性も亦劇しく、僅少量を内服するも直ちに人を殺すに至る、其溶液は水様にして他の薬物と混同し易きが故に、フクシンと稱する赤色の粉末を以て着色して用ゆ、通常千倍となし用すれども、五千倍若くは一萬倍の溶液と雖も能く殺菌力を有するものなり、此の如く其殺菌の効力に至ては、他薬に勝ると雖も、金属を浸蝕するの性質を有するを以て、金属製器械の消毒に適せず、且つ金属器に盛ること能

ざる不便あり。

三、リゾール

は石炭酸に比すれば最も汎く應用せらるゝ殺菌薬にして、黄褐色の強き臭氣を有する液體なり、通常百倍として用ゆ、其百五十倍乃至二百倍のものは、白色乳様の濁濁を生ずれども、百倍に於ては無色となり、五十倍乃至七十倍の溶液は日本酒の如き色を呈するを以て、着色の度により溶液の強弱を推知し得可し、但し水質の不良なる者は殆んど乳色に變ることあり

リゾールは石炭酸に比して、數個の優たる點あり、即ち

- 一、水に溶解し易きこと、
- 二、手指を滑澤ならしむること、
- 三、手指を滑澤ならしむるが故に内診の際油を塗るを要せざること
- 四、石炭酸よりも稀薄溶液を用ふるを以て皮膚粘膜等

を刺戟すること少なき等なり、然れども其石炭酸よりも少しく高きの不利あり

四、クレオゾール石鹼

は透明にして、帶黄綠色の液にして、一般の性質「リゾール」に同じく、消毒の効力は「リゾール」より勝れるを以て、近年獨逸國に於ては、助産婦をして「リゾール」に代ふるに「クレオゾール」石鹼を用ゆべく制定せり

クレオゾール石鹼を稀釋溶解するには清潔なる鉢若くは、壇中に温湯を盛り、振盪若は攪伴しつゝ、「クレオゾール」石鹼を注加すべし

五、リゾホルム

は、リゾールと類似の性質を有すれども、リゾールの如き悪臭なく、却て一種の香氣を有し、毒性和少なき透明黄色の液體にして、有効なる防腐消毒薬にして、最近に應用せられしものなれども、其卓効頗る著し、然れど

も、リゾールより價高きを缺點なりとす、其應用は腔内等の洗滌、及び創傷の防腐消毒の目的に、〇、五乃至一、〇布仙の溶液として用ひ、又器械若くは手指の消毒として二乃至三布仙として用ゆるなり、

六、硼酸 は、白き小結品にして、消毒力は頗る弱く、又毒性少し、故に初生兒に用ゆるに適せり、他の消毒薬は殺菌力強きと共に亦毒性多きを以て之を用ゆるには大なる注意を要す、何となれば初生兒の皮膚粘膜等は、成人に比すれば柔軟にして薬物を吸収し易く、從て中毒の恐れあればなり、硼酸は通常眼器法及び其拭除或は口腔の拭除等に一の溶液として用ふ。

七、沃度仿謨 黄色の光輝ある小結品にして臭氣強く、之れを創傷部に撒布すれば、其部の治癒を催進し、化膿を制し、細菌の發育を防ぐるの作用あり、故に多く防腐薬とし

て創傷面に撒布し、或はガーゼに含有せしめ繃帯材料となす。

八、デルマトール 沃度仿謨に類する黄色の粉末なれども、光輝なく、又臭氣なきを以て之れを異なれりとす、本剤も亦多く創傷部に撒布し、殊に小兒の臍帯切斷端に用ふ。

九、撒里矢爾酸 白色鉞狀の結品にして、臭氣なく既に其千倍乃至五百倍の溶液に於て、能く殺菌性を有す、故に防腐薬として創傷部に用ふ。

十、過滿俺酸加里 紫黑色の光澤ある稜狀結品にして防腐防臭の性强し、故に防臭薬として敗膿性の潰瘍、腔内の洗滌、或は口内の惡臭等に水に溶解して應用す。

第十七 メートル及びグラムの改算

本書には凡て尺度をメートルにて稱へ重量をグラムに

て記せり、今之を本邦に於ける尺度及び重量に改算すれば
左の如し(尺度は曲尺となす)

- メートル
- 一ミリメートル
- 一センチメートル
- 一デシメートル
- 一メートル
- グラム
- 一グラム
- 一キログラム

二百六十六分六厘六毛餘
二分六厘六毛餘
二百六十六分六厘六毛餘
其他液量を計るにはリートルを用ゆ、リートルは本邦の五合五勺四才餘にして千グラムの容積と同じとす。

第十八 體温の検査

體温の検査をなすには、検査器を用ふ、検査器には三種あり、攝氏検査器、列氏検査器、華氏検査器之なり、本邦に於ては主に攝氏検査器を稱用す、凡て検査器は氷點及び沸點の兩點ありて其兩點間を區劃せる度数により、各々種類を異にす、即ち攝氏は百度に列氏は八十度に華氏は百八十度となし、更に氷點以下を三十二度に區別せり、故に華氏検査器の沸騰點は二百十二度となる、此三種検査器の度を互に換算するには各検査器の氷點及び沸騰點間の度を對照して其割合数を求むべし、然る時は攝氏五、列氏四、華氏九なる數を得

今攝氏を列氏に改めんには、攝氏の示せる温度に列氏の割合數即ち四を乗じ之を攝氏の割合數即ち五を以て除すべし、例之ば攝氏検査器にて三十七度を示せる時は、列氏検査器にありては二十九度六分となるなり、即ち左の

如し

37 x 4 + 5 = 例 29,6

之に反し列氏を攝氏に換算せんご欲せば 列氏の示せる温度に攝氏の割合數即ち五を乗じ之を列氏の割合數即ち四を以て除すべし、例之は列氏二十九度六分なれば攝氏に於ては三十七度となるが如し

29,6 x 5 + 4 = 攝 37,0

又攝氏を華氏に改むるには 攝氏の示せる温度に華氏の割合數即ち九を乗じ之を攝氏の割合數即ち五を以て除すべしと雖も、華氏は他の檢温器と異にして氷點以下に尙三十二度を區別せるが故に、上法に従ひて算出し得たる度數に更に氷點以下の三十二度を加ふるを要す、故に今攝氏三十七度をすれば之を換算して六十六度六分を得、之に三十二度を加ふるを以て華氏に於ては九十八度六分と

なるべし、即ち左の如し

37 x 9 + 5 = 66,666,6 + 32 = 98,6

列氏を華氏に換算するにも亦上述の法に従ひ、其割合數を以て算出し、之に三十二度を加ふべし

此の如く華氏は他の攝氏及び列氏に比するに氷點以下の三十二度なる數が加はり居れるを以て、今若し華氏の度を攝氏若くは列氏に改むるには、先づ始めに華氏の温度より三十二度を減じ、而して後ち一般の換算法に従はざるべからず、即ち華氏にて百十度なるの際攝氏に於ては三十七度七分餘となり、列氏にありては三十度二分餘となるべし、即ち左の如し

110 - 32 = 68

68 x 5 + 9 = 37,77 (攝氏)

68 x 4 + 9 = 30,22 (列氏)

体温器を以て体温を検査するには腋窩に於て施すを常とす、即ち先づ体温器内の水銀を体温の常度即ち攝氏三十七度以下に下降せしめ、一側の腋窩を能く拭ひて發汗のために濕潤するが如きことなからしめ、体温器の球部を腋窩の中央に置き密に之を挿み、肘部を強く胸の前面に持ち來り十五分間を経て之を取り、其度を檢定すべし、時として直腸又は腔内に於て体温を計測することあり、是等の部位に於ては腋窩に比するに、凡そ一度高しとす或は屢々股間に於て体温することあり

健者の体温は平均攝氏三十七度なりとすれども、一日中に於て差異あり、最も低きは朝にして凡そ三十六度三分なり、それより漸次昇り正午に至れば三十七度となり、更に午後より上昇し夕に於ては最高度三十七度五分に達し、後ち漸く下降して夜間は三十六度七分となる

第十九 脈搏の検査

脈搏は通常前膊の下端に於て橈骨動脈の搏動により之を検査するものなれど、場合に依り腋窩動脈或は股動脈にて計ることあり、又初生兒にありては頤顫動脈にて計ることあり、脈搏は男女年齢各人の性質、運動、体温の高低、精神の感動、飲食物の攝取、薬剤の應用等によりて變化するものにして、平均男子一分間の數は七十二至女子は八十至とす、

初生兒の脈搏頗る多く平均百三十五至とし、年齢の加はるに従ひて漸次に減少し、二十年乃至五十年に於て最も少く、後ち高年に至れば再び増加すべし、

体温増加する時は脈搏も亦從て増加す而して、体温一度を昇騰すること脈搏八乃至十を増すものとす

体温	三七、〇	脈搏	七九
	三八、〇		九一
	三九、〇		一〇〇
	四〇、〇		一〇九
	四一、〇		一二〇
	四二、〇		一三八

第二十 呼吸の検査

呼吸を検査するには、被検査者の胸上に、一手を平たくして軽く貼し、以て其手に觸る、胸廓の運動により、一分間に於ける数を計算すべし、但し呼吸の検査に際しては成るべく被検査の意を他に導くを要す、是れ被検査者は自ら呼吸を増減することあればなり、故に其安眠時に於てするを

最も良なりとす

大人の呼吸数

は平均一分間に十八回となす、而して呼吸も亦体温の増進に従ひて増加すべし、故に又脈搏の増減を相伴ふべく、一回の呼吸は概ね四回の脈搏と一致するものなり

附 録

日本助産婦制度論

第一 緒 論

抑々我が國が海外諸邦と締結せし以來、烏兔勿々物變り星移り茲に四十有餘年間、我が國運の駁々として進み殊に醫學は長足の進歩をなし今や外國と相對し所謂世界的舞臺に活躍するの機運に到着せり、此時に當りて益々醫學の進歩を奨励し衛生の普及發達を圖るは吾人の急務にして國民の増殖と體育の成果とに向つて等閑に附す可らざるの必要事と爲す。

現時本邦産婆の状況を案ずるに感慨に堪へざるものなり、彼れ文盲の老婆が屈腰倚杖の頽軀を以て重大なる産婦

を取扱ふが如き其危険實に吾人をして肌膚を寒からしむるものあり、今にして之が奨励の道を講じ其の發達を遂ぐるにあらざれば如何に醫學の進歩を促すと雖も國民の利益とす可き母兒の救助は到底其目的を達する能はざる可し、國を富まし兵を強くするの基礎は民生を重するにあり、國民の強弱は嬰兒の健否如何に關係し、嬰兒の健否は夙に母體內に於ける状態に基因す、而して斯の如き重任を負ふもの即ち産婆に非ずして何ぞや、産婆たるもの、責任亦大なりと云ふべし。

されば之が奨励法を講すべき時機に際會し獨逸萬國衛生博覽會主宰者は予に向つて此の好問題を研究す可き好機を與へられたり。

乃ち千九百十一年五月ドレーヌデン市に開催す可き、國際衛生博覽會學藝委員は各邦の看病法と産婆制度調査を

成さんが爲め予に向つて日本及び予が産科院に於ける次の問題に就きて其回答を囑托せり、即ち

- 一、産婆の教育
- 二、試験の方法
- 三、試験の方針
- 四、生徒の學資
- 五、講習の成績

六、産科院に於ける産婦の健康及び小兒の保育

予は此の機會を得たるを以て、本邦に於ける以上の問題を解決すると同時に既往現代の産婆の状況と未來の發展とに就て是れを調査し聊か卑見を開陳せんとす。

第二 産婆の名義

抑々産婆の名義たる何れの時代より起りしか、之を記す

るの書なし、古來日本及び支那に於ては隱婆、收生、收婆、看生及び坐婆、とりあげ婆々、伊勢婆々などの多くの名稱を附すれども現代我邦に於て何れの國にても産婆は普通の名稱となりしは殆く人の知る處なり。

予は十五年前此の名稱の不當なるを唱へ新に助産婦てふ命名の適當なるを主張し多數同僚者の賛成を得たり殊に臺灣總督府に於ては府令を以て助産婦の名稱を用ひたり、而して此の新名稱は大都會を始め各府縣に於ても汎く稱用するに至りしは予の満足する處とす、此の新舊の名義は新舊産婆を區別するの目標となす可きものにして産婆とは無學にして、試験を受くるの資格なき老婆を示し、助産婦とは素養あり規定の試験を終へたるもの、名稱なることを表する最好名詞とは成りしなり。

乍併斯の如き古來俗間に慣用したる名稱は容易に改む

ること能はざるは歐洲にも其例尠からず我政府も其不當なる名稱たることを知りながら改稱するの勇氣なきは此の産婆てふ名稱が如何に弘く世間に用ひられたるかを證明するに餘りありと謂ふべし。

今より二三年前獨逸國マダテブルグの醫務顧問兼助産婦教育所長たるグールマン氏は嘗て獨逸に今日習用される「ヘーバムメン」なる語の極めて卓賤なる意味を有するを以て疾に改良すべき必要を唱へたれども、いまだ一般の賛成を得ざるは予と其の揆を一にして誠に遺憾の至りなり。

第三 産婆の名稱及び其方術の由來

舊史を按ずるに、何れの邦國と雖も、人類の繁殖機能に隨伴し、其必要より産婆は自然的に發達したるもの、如し、我

邦神祇時代にありても、伊邪那美神の時、已に産室の備あり、これを産舎と云ふこと古事記に見へたり、次で木花開耶姫の産に方り、竹刀を以て臍帯を截りしとあり、今日に至るも尙是れに慣ふものあり、又乳母を以て其兒を養ひしこと等、助産に關する方術の既に此時代に存在したること想ふべし。

富士川游著の日本醫學史を見るに、大寶令に記載せし、我邦の醫事制度中、女醫は宮戸の婢、年十五以上、二十五以下、性識慧了のもの三十人を取て、教ふるに安胎、産難及び創腫、傷折、針灸の法を以てす云々、これ我國助産術の濫觴となすべき乎。

次で養老六年十一月甲戌(西曆七二二年)始めて女醫博士を置きたるは、この産婆の教授を擔當せしめたるものなりと、丹波康頼の醫心方中、産經の條に、始胎、娩産及び難産の説

あれども多くは方藥、祈禱符呪に屬し、助産の方術を記したるものなし。

降つて室町時代(西曆一三三七年)に至りては、法苑珠林、毘婆娑論、瑜珈論等の佛書を引きて受胎の理を説きたるものあれども殊に記すべき價なし。

今より凡そ千年前藤原家全盛時代の舊解には、おうな(老婆)めして湯なごさせけるに云々の字あり、次で百九十餘年、彼の元祿十五年、則ち千六百九十二年、豊前中津にて初めて著述した後、二十五年を隔て享保十一年再び京都にて發行し其後、七十一年を経て寛政八年三たび大阪にて補刻し、世間に最も貴重せられし、香月啓益の婦人壽草には隱婆の字を用ひたり。

成書を按ずるに産婆の字は今を距る百年前即ち千八百九年の頃、賀川有齋が著はせし産術論坐艸術の條下に、産婆

の字あるを始とす、次で文政八年則ち千八百二十五年阪本宗文の産科捷徑策の序文にも産婆の字を用ひたり。今より百九十餘年の昔、賀川の後に至りては文化年代則ち千八百九九年に、賀川蘭齋が公にせし産科必要に産婆の字あり、降つて明治三年則ち千八百七十年、淺田栗園のものせし産科集成には、隱婆、産婆の名稱を引用し、其他二三の産科書には、收生の字を記すもの多し、天保四年則ち千八百三十三年の頃、平野重誠が著はせし坐婆必研には、坐婆の字を用ひたり、我國に於て産婆の讀むべき書は是を以て濫觴とす、何となれば、二三産婆に關する技術の説明をなしたるものあれども多くは醫師の讀むべきものにして、坐婆の字を冠し著述したるものは此書の外未だ發見せざればなり。法律に關する書籍及び政府の勅令等には、隱婆の字を用ひたるもの多し、則ち明治初年に於ける内務省の勅令、新律

綱令、舊刑法(明治十五年發布)刑事及び民事訴訟法(明治二十三年)には、悉く隱婆の字あり、然るに明治四十一年十月一日公にせし現今の刑法に至りて初めて産婆の字に改名せり。尙因に記す舊平戸藩靜山松浦公は非常なる古器愛藏家にして、公が文政四年(千八百二十一年)今より八十餘年前著せし甲子夜話の隨筆に、公所藏の印籠筆筒三匱の下に。登營の時も又同じく人も見ければ、自然と同物を何處も佩るは如何なるやうに成行き、數品を引替々々佩出せしゆゑ、頗る珍奇の名を得たりき、退隱の後は無用となりし故、肥州の讓り給はんと望み請ひたりしが、とり調べ贈りなんと、懶惰日を送る中、悉皆烏有に屬せり、其品殆んど百餘にも踰えけん、今その中に記憶せし者を左に擧ぐ。隱婆の印籠根付、象牙彫物隱婆、雙六盤に腰かけ、前に盥ありて産子を脚に寄せて浴する體、

予嘗て京都に遊び産婆の産子を浴する彫刻根付を得たり、其精巧可驚珍品なり、此記載を見るに恐らく同品にやあらん。

されば隠婆の名此の時代にも民間に用ひられたるを證すべし。

予は今、古代の成書より産婆の名義責任及び心得等を記したる二三の事實を擧げて是れを説明すべし。

一、婦人壽草は香、月、啓、益の著なり、此書は支那人の説を記するもの多し、而して其内容は神佛の祈禱、迷信、男女の交媾妊孕の方法、鬼胎、胎向、産前産後の攝生、男女の鑑別、腹帶、臍帶の截離、難産、流産及び早産の説等あるも産婆の技術たる會陰保護術の如きものを論じたることなし。

この書臨産の卷に、産婆のことを左の如く記しあり。
馬益郷の説に、産するに臨まば老練の隠婆、或は收生婆、看

生なごいふ共に和俗云所の「とりあげば」也、或は「伊勢ばば」といふなりをゑらぶべし云々。

隠婆をゑらぶは、性質しづかにして己が情識をたてず、物に躁動せざるを招くべし、あまり年老たるは氣力よはく、少しの難産に逢ふても退屈して眠を生じ、其事をあやぶみ産婦にも氣づかひなる色をみせ、病家にも氣をおとすたぐひの事をいふによつて、初産の婦などは心臆して氣おだやかならず、正産も難産に變ずるたぐひ多し、いはんやつよき難産などに逢ては、身ふるひて益にならず、其害多し、收婆は多くは酒をたし、氣力強剛なるもの也、多く酒をのましむることなかれ、少しあたへて氣力をたすけ心を勇にすべし、多ければ眠を生じ、其息酒にえひたり、にほひありて産婦に近くときは其息をにくむもの多し、能く心を付くべし、收婆をゑらぶは醫をゑらぶにひとし

かるべし、世の收生の者精良妙手ある事少なし、故に多く、いのちをうしなふにいたると、陳自明の説に見れば、中華すら上手の收婆はまれなりと、いはんや倭國をや、能く心を付けてえらぶべき事也。

二、賀川子啓の産論翼坐草論に曰く。

醫覆左手、抵婦小腹、右手從其股間入、昂按肛門云々。氏は前人の未だ唱へざる會陰保護術を記載せり。而して其臍帶論に曰く。

莫使飲惡露、又兒落地後、發聲不速者、或有臍帶左繞其頸、一、二匝者、故切又可向前引之、恐以絞其咽、忽致危殞、宜急爲去其臍帶也云々。

其注意誠に敬服すべきものあり。

三、賀川有齋の産術記に産家の用具として左に器具を記載せり。

莞 莖 一枚 俵 薦 一枚 紙 一枚

乾 灰 三番 捨蒲 襪 二枚 一重は古綿入れ厚く仕立 一重は常の床の上にしき破水の用意

拾焼臺 一脚 夏冬の心得

三尺繩 三筋 男は三すじ女は二すじ、男女共にさげ繩にすべし、

綿入紙 五袋

右九品前以て備へ置き、初産の婦毎に見飼はさせ仕立方法等示し者くべきことなり、古式に吉辰して益なし。出生取奉用意の具十六品

竹 刀 二本 湯揚中(二帽方に仕立) 一枚

麻 苧 少し 土器

下 盥 一つ 並に下しき

綿手拭 二筋 一は出産一は自分

初 着 一重 臍緒つみ、一は二つ切、一は三つに折り股にはさむ 一は角邊に折り用ひ、三は腰まき

- 五倍紙 一包 細末、
- 襪 襪 一枚 腰まき、
- 木綿布 一枚 三幅方に仕立
- 平 紐 一筋 結せを六日
- 小蒲團 一枚 並に六花染の枕
- 紅 絹 二寸方 五香
- 覆衣裳 一重 古式又男女の差別
- 胞衣壺 一器 こまめ二包、青石六つ 入家の格をたづて納

右取奉方の心得前日に備置くべし。
 以上の準備を見ても、當時如何に注意し其取扱法を施したることを想像すべく、殊に産室及び小兒に對する注意の深き現今の助産婦と雖誠に耻づべきことあり。
 此書に始めて産婆の字あり、分娩の條下に曰く、

分娩の時陰門の下裂るゝことあり、是産婆の誤なり、如何となれば生るゝ時は、肛門にむけてくる者也。

其時産婆手を以て肛門を按へて生ますれば害なし云々。
 四、文化十三年西曆千八十六年富澤、黄良の著はす産科新篇の收生習業大意に始めて胎産の診察及清潔法、子癩の救助、坐産と臥産の利害と、産婆の演習等を説明せり。
 其演習の必要説一節に曰く。

孕否を診決するが如きは、無爲澹泊を以て神應の妙境あり、若しくは癖地を介助し生を收るの時に當りて其汚穢厭ふ事なかれ、懇篤の一念法により母兒の兩全を要務とす、若くば難産或は遺胞或は子癩の劇症或は小便閉極血暈、載眼、禁口、角弓反張等の諸變に至りては勇猛精進を以先務とす、眞珠琢領光りを發す、蓋し禮肅は人の表律也、懇篤は内よりす、譬言譬諭は常の用、勇猛精進は變の急な

り、收生の體格其れ各用る時の規矩あり各條に於て習熟すべし、若しこゝに慣熟せざれば、假令ば書法を論ずれども腕鬼に魔障せられて運筆の凝滯するに同じ、技倆のことは五大童子、赤城主人の命を受け其營む所に各巧拙あるが如く也、故に習熟する中に於て蓋奥を覺知すべし、術意の眼目はただ屈伸と喚呼との境にあり、是れ尤も心手想應する中に於てその呼吸を照し來るにあり云々。

五、 阪本宗文の産科捷徑策の序文に再び産婆の字を記せり。

六、 又文政九年(千八百二十六年)同氏の著はせし産科辨妄の自序に曰く。

中華にて手術を施す者を指て看生の人と云、或は洗母、洗娘と稱す、即ち我が邦の産婆と呼者也。
斯の如き無智の婦人に手術を委ね、醫は唯藥を投ずる

のみを職とすること天下の僻習也、譬ば奴隸を以て一方大將に命するが如く、勝を得ざるのみならず、却て敗を受くること目前にあり嗚呼悲哉云々。

七、 平野重誠が天保四年(千八百三十三年)に著はせし、坐婆必研は我が邦産婆教科書の始めにして、其上卷の一節に左の如き文あり。

前略。まして坐婆のたぐひは、死生に係る一大事を任として、容易ならぬ業なるを人に賤しめ悔るゝこと、そのゆゑいかにといふに、みな其術に拙く、志篤からずして、みづからこれをとれるものなり、生命に關する職なれば、その設心の善と惡とによりて、日に福慶をも積、また罪惡をも重んずるものにて、たとへ過によりて母子の命を斷つことあるも、もとより故に爲るにもあらず、及をとりて人を殺すのたぐひにあらねば、君主の罰は免れども天道の照臨

明察なれば、つひにはかの定りたる、果福のうちにもおもわぬ災咎にあひて、よからぬ終焉をもとげ、その餘殃を子孫にまで及すこと、豈畏るべきにあらずや云々。

こは産婆が猥りに技術を弄し、生命の貴重なる人命を損害するを戒めたるものにして、此の時代にありては無智なる賤婦といへども産婆の業をなすを望まず、又是れを營むものは誠に無責任たりしことを知るべし。又其の一節に曰く。

坐婆は不淨を執業なれば、好て爲すべきにあらねども、壯にして夫にわかれ、托すべき子などもなければ、不得已の世わたりとするものなきにしもあらざれど、すべて坐婆となりたらば、これを糊口とのみ心得て、たゞ時のまさへ合ぬれば、事たれりと思はんこと、罪いとふかきことぞかし云々。

第四 我が國助産科の獨立

我邦助産科の獨立と産婆術の始源

我國古代に於ける産婆は讀むべき書なく、教ふる人なく、空しく數百年を經過せり。

然るに元祿十三年より安永六年、則ち西曆千七百年乃至千七百七十年の頃に至り、始めて此の暗黒裡に一道の光明を興へたるものを、賀川玄悦とす、氏は大に助産の術を究め、其巧妙曆然として見るべきものあり。

今其由來を記さんに、氏は家貧にして按摩を業とし、四十餘歳の時、始めて隣家の婦人難産に苦しめるを見て通夜熟考し、大に悟る處あり、提灯の柄の錠鍵を以て胎兒を挽出し、て其危険を救助し、更に是を衆人に試み、前人未發の助産術を創意し、明和六年産論を著し、我が國産科學を獨立せしめ

たりき、而して氏は坐草術と名づけ現今の會陰保護術を唱へたり。

玄悦の嗣子玄迪(自千七百三十九年至千七百七十九年)出て、父業を繼ぎ、産論翼を著はし、次で羽佐田芝瓢又産婆心得を著はし、奥劣齋は香川の門に出で産術に妙あり、發啼乃も人工呼吸法を記述し、香川氏の産論を補缺せり
降つて天保四年則ち西曆千八百三十三年の頃に至り、平野重誠が著はす處の、産婆必研一名「とりあげ婆々心得」には、精神的安慰法、惡咀産椅の利害、腹帶、子痲救助法、妊娠、臨産及び産褥の心得、胞衣の處置、逆産の取扱法等を記載せり、この書に膀胱、直腸、子宮の解剖的圖譜及び「カテーテル」など記載せり、恐らく當時和蘭醫書の輸入したるものを參考せしものなるべし。

第五 元祿時代之産婆の惡弊

元祿時代にありては、我國民の最も太平に慣れ、所謂元祿時代てふ奢侈淫靡の風習を受けたる爲に、墮胎の惡習行はれ、無學なる産婆は殆んど之れを職業となせしこと多くの或書に記載せり、而して斯の如く不良なる産婆の風習は、明治初年に至る迄流行したるもの、如く、是れを矯正すべき法なかりしに、明治元年十月十四日(西曆千八百六十八年)内務卿は始めて産婆取締令に就て、左の省達を出し、之れを禁じたるを見るも當時の事實を證明するに足るべし。

近來産婆の者共、賣藥の世話、又は墮胎の取扱等致し候者有之由、相聞え以ての外に候、元來産婆は人の生命にも相拘はる、不容易職業に付き、假令衆人の頼を受け無餘義次第有之候共、決して右等の取扱ひ致す間敷筈に候、以來

萬一右様の所業有之に於ては、御糺之上屹度御咎可有之候間、爲心得兼て相達候事。

次で明治八年五月十四日(千八百七十五年)文部省は助産婦に關する左の規定を發布せり。

第二十九條 産婆は四十歳以上にして、婦人小兒の解剖、生理及び病理の大意に通じ、所就の産科醫より出す所の實驗證書を所持するものを檢し免狀を與ふ。

當分從來營業の産婆は、其履歴を質して假免狀を乞ふものは、産科醫或は内外科醫より出す所の實驗證書と雖も、醫務取締の計を以て假免狀を授くることあるべし。

第三十條 産婆は産科醫或は内外科醫の差圖を受くるにあらざれば妄りに手を下すべからず、然れども事實切迫して醫を請ふの進なき時は躬ら之を行ふことあるべし、但し産科器械を用ふるを禁す。

第六 産婆改良論の始源

我邦産婆の改良につき、最も著明なる効績を記すれば、小林、山崎等が朱氏産婆論を翻譯せしを始めとし、次で明治十四年(千八百八十一年)櫻井郁二郎が紅杏社を設立せしを以て現今の産婆養生所の創始とす、この時代より素養ある女子の産婆學を修業するに至れり、次で明治二十三年(千八百九十一年)醫學博士濱田玄達は政府に建議し、東京醫科大學に始めて、助産婦養生所を設置し、予は明治二十五年(千八百九十三年)大阪に助産婦養生所を設立し、次で明治二十九年六月(千八百九十六年)産婆改良に付いて時の内務省衛生局長に意見を開陳し、同時に助産の業を發刊し其一卷に於て、予は從來産婆の改良、教育の方針、助産婦の取締、職務の制度、生徒の資格、試験の方法を説明せり、當時子の産婆改良論は

幸に社會の同情を得、各府縣殊に新潟、香川の諸縣は競ふて産婆養生を設置し、其他の府縣に於ても郡費或は町村費を以て給費生を出すに至れり。

此の時に當りて、予は又助産婦學會を起し、大阪産婆婦組合會を設け、毎月一回産婆に對する斬新の方術及び實驗等を述べ、其改良に盡力せり。

是れが爲に各府縣の産科専門家及び當路者は、奮起して産婆改良論を唱へ、勃然として輿論を惹起し、政府をして默視すること能はざらしめ、終に左の如き産婆の法令を發布するの止なきに至らしめたり。

第七 産婆に關する法令

産婆試験規則を發布せし以前にありては、各府縣知事は其地方の産科専門家及び開業醫に嘱托し簡易なる筆答及

び口答試験を施し免許證を附與せしに明治三十二年(一八九九年)七月一日産婆規則出で次で九月六日産婆試験規則を發布せし以來内務大臣は試験委員を命じ各府縣自由に之を行ふことを得るに至れり其法令左の如し。(此規則は最近前内務省衛生局長より寄稿せられしものなり)

朕樞密顧問を経て産婆規則を裁可し茲に之を公布せしむ

一、産婆規則

(明治三十二年七月十八日
勅令第三百四十五號)

第一條 産婆試験に合格し、年齢満二十歳以上の女子にして、産婆名簿に登録を受けたるものに非ざれば産婆の業を営むことを得ず

第二條 産婆試験は地方長官之を施行す

第三條 一箇年以上産婆の學術を修業したるものに非ざれば産婆試験を受くることを得ず

第四條 産婆名簿は地方長官之を管理す

産婆名簿に登録を受けんとするものは産婆試験合格證書又は卒業證書を添へ地方長官に願出つべし産婆名簿の登録に異動を生じたるときは

二十日以内に産婆名簿の訂正を願出づべし。産婆名簿登録の事項は内務大臣之を定む。

第五條 産婆其住所を移したる爲め、管理地方局廳を異にするときは直に前の管理地方廳に産婆名簿取消しの登録を願出で後の管轄地方廳に産婆名簿の登録を願出づべし。

前項の登録願を爲さざる者は産婆の業務を爲すことを得ず。

第六條 産婆廢業したるときは二十日以内に地方長官に産婆名簿取消の登録を願出づべし。

産婆失踪又は死亡したるときは戸籍法に依る届出義務者より二十日以内に地方長官に産婆名簿取消の登録を願出づべし。

第七條 産婆は妊婦産婦又は胎兒生兒に異常ありと認むるときは醫師の診療を請はしむべし。自ら其處置を爲すことを得ず。但臨時應急の手當は此限に非ず。

第八條 産婆は妊婦産婦産婦又は胎兒生兒に對し外科手術を行ひ産科器械を用ひ藥品を投與し又は之が指示を爲すことを得ず。但消毒を行ひ臍帶を切り瀉腸を施すの類は此限に非ず。

第九條 産婆は産婆名簿に登録を受けざる者は産婦妊婦産婦又は胎兒生兒の取扱を専任することを得ず。

第九條の二 産婆は自ら検案せずして死産證書又は死胎檢案證を交付することを得ず。

第十條 産婆にして墮胎の罪其他業務に關する罪又は禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したるときは地方長官は産婆の業を禁止し又は一年以内之を停止することを得。

産婆名簿登録前に犯したる罪に就ても亦同し。

第十一條 試験に關する規程に違背したる者あるときは其試験を無効とすることを得。若し既に登録を受けたるときは其登録を取消すことを得。

第十二條 地方長官は産婆の業を禁止し又は停止したる後本人の行狀に依り其禁止又は停止を解除することを得。

第十三條 産婆試験を受けんとする者又は産婆名簿に登録を願出する者にして試験又は登録の以前墮胎の罪其他業務に關する罪禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したる者又は試験に關する規程に違背したる者なるときは試験又は登録を許可せざることを得。

第十四條 産婆にして三箇年間其業を営まざるべき又は瘋癲白痴不具廢疾を爲り其業を營むに堪へずと認むるときは地方長官は産婆名簿の登録を取消すことを得

第十五條 産婆名簿の登録登録の取消主要なる登録事項の訂正並に産婆業の禁止又は停止及其解除は地方長官之を告示すべし

第十六條 左に掲げたる者は五拾圓以下の罰金に處す

- 一、産婆名簿に登録を受けずして産婆の業務を爲したる者
- 二、産婆名簿の登録を取消されたる後産婆の業務を爲したる者
- 三、産婆業を禁止又は停止せられたる後産婆の業務を爲したる者
- 四、第三に關し虚偽の證明又は陳述を爲したる者
- 五、第七條乃至第九條に違背したる者

第十七條 第四條第二項第五條第二項及第六條に違背したる者は科料に處す

附 則

第十八條 本令施行以前内務省又は地方廳より産婆の免狀又は鑑札を受け現に其業を營む者は本令施行後六ヶ月以内に地方長官に願出産婆名

簿に登録を受けることを得

第十九條 地方長官は産婆に乏しき地に限り當分の内出願者の履歴に依り業務の地域及五箇年以内の期限を定め産婆の業務を免許することを得

前項の免許を受けたる者は産婆に準し本令を適用す、但し産婆名簿に登録する限に非ず

第二十條 本令は明治三十二年十月一日より之を施行す

此規則に依れば、各府縣には産婆登録名簿なるものを備付け、新舊産婆を論せず、開業するものは、先づ之を届出で其名簿に登録せしむるの法にして、各府縣に於て及第したる満二十歳の婦人は何れの府縣に至るも開業することを得べし、而して二十歳以下にして免許證を得たるものは、其年齢に達するを待つべきものたらしめ轉籍廢業及び死亡の場合には、之が届出をなさしめて登録を取消し、登録を済したる者にして三箇年間引續きて其業を休みたるときは名

簿より刪り除けらるゝことゝなりぬ、勿論停止禁止及び罰金に處せらるゝ場合に於ても之を刪除せらるゝこと勿論なり。

又限地開業なるものは、産婆の乏しき地方に限り、志願者にして少しく實地の經驗ある者に限り單純なる口答試験により母體及び小兒の危険を救助すべき方法を知れるや否やを考査したる上及第したる者には地方廳官の意見により開業免許を下附し、其指定地に住居し開業することを許可する者なり。

産婆名簿登録規則及び産婆試験規則(明治三十二年九月六日一八九九)は左の如し。

二、産婆名簿登録規則(明治三十二年九月六日
内務省令第四十八號)

産婆名簿登録規則左の通定む

産婆名簿登録規則

第一條 産婆名簿には左の事項を登録すべし

- 一、登録番號登録年月日
 - 二、族籍氏名年齢住所(外國人なるときは其國籍)
 - 三、産婆規則第一條規定の資格を取得したる年月日並同上第一號の資格に付ては試験を受けたる地方廳名
 - 四、開業地(住所以外の地に於て開業する者又は出張所を設くるものは之を記載す)
 - 五、業務に關する犯罪禁固以上の刑に該る犯罪(其年月日事由)
 - 六、産婆業の禁止停止解除(同上)
 - 七、名簿取消の年月日事由
- 第二條 産婆名簿は別記様式に依り調製すべし(様式略す)
- 第三條 産婆の業を營まんとする者は本令第一條第二號第三號第四號の事項を明記して其住所地を管轄する地方廳に願出で産婆名簿に登録を受くべし

第四條 産婆規則第五條第一項の場合に於ては前の管轄地方廳は産婆名簿の取消の登録を爲し其登録事項の謄本を以て後の管轄地方廳に其旨

通知すべし

後の管轄地方廳は前の管轄地方廳の通知を俟たず本人の願出に依り直に産婆名簿に登録を爲すべし、但必要と認むる場合に於ては前の管轄地方廳の通知を俟ち又は之が照會を経たる後登録を爲すべし

第五條 産婆名簿の訂正又は取消の登録を爲すときは其部分に朱線を畫し訂正又は取消の事由年月日を朱記すべし

第六條 産婆名簿に登録を受けたる者贈本手数料金五拾錢を納付するときは登録の贈本を受くることを得

贈本手数料は収入印紙を以て納付すべし

三、産婆試験規則

該規則は明治三十二年九月六日内務省令第四十七號を以て發布せらる

第一條 産婆試験願出の期日施行の期日場所は地方長官之を告示す

第二條 試験科目は左の如し

學 說

第一 正規妊娠分娩及其取扱法

第二 正規産褥の経過及褥婦生兒の看護法

第三 異常の妊娠分娩及其取扱法

第四 妊婦産褥褥婦生兒の疾病消毒の方法及産婆心得

實 地

第一 實地試験若くは模型試験

第三條 學說試験に合格したる者に非ざれば實地試験を受くることを得ず

第四條 學說試験に合格し實地試験に落第したる者又は實地試験を受けざる者は次回以後の試験に於て實地試験のみ受くるを得

第五條 産婆試験を受けんとする者は産婆學校産婆養成所等の卒業證書若くは修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歴書を添へ地方長官へ願出づべし、但第四條に依り實地試験のみを受けんとする者は學說試験合格の證明書を添へ願出づべし

地方長官前項の願出を許可するときは指令を要せず出願書を受理し許可せざるときは之を却下す

第六條 産婆試験を願出づる者は収入印紙を以て試験手数料金壹圓を納付すべし、但納付したる手数料は之を返還せず

第四條に依り實地試験のみを願出る者も雖本條の手数料納付すべし
第七條 地方長官は學說試験及實地試験に合格したる者には合格證書を
交付し學說試験に合格したる者には證明書を交付す

第八條 地方長官は受験人心得其他試験場の整理に關する條規を定め試
験場に揭示すべし

當該官吏は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずる
ことを得

以上政府の産婆規則及び試験制度の規定さるゝや、各府
縣の當路者及び産科専門家は競争的に産婆養生所を設立
し、素養ある婦女子は争ふて助産婦を志願し、試験を経たる
新智識ある助産婦は續々開業し其の技術を適用し、之れが
爲めに社會一般に助産婦の任務重く且つ大にして生命の
貴重なることを認知するに至りしは吾人の欣ぶべき現象
なりとす。

四、産婆試験規則

(内務省令第四十七號明治
三十二年九月六日發布)

第一條 産婆試験願出の期日場所は地方長官之れを告示す
第二條 試験科目は左の如し

學說

- 第一 正規妊娠分娩及び其取扱法
- 第二 正規産褥の経過及び褥婦生兒の看護法
- 第三 異常の妊娠分娩及び取扱法
- 第四 妊婦産褥婦生兒の疾病消毒の方法及び産婆心得

實地

- 第一 實地試験若くは模型試験
- 第三條 學說試験に合格したる者に非ざれば實地試験を受くることを得
す
- 第四條 學說試験に合格し實地に落第したる者又は實地試験を受けざる
者は次回以後の試験に於て實地試験のみを受くることを得
- 第五條 産婆試験を受けんとする者は産婆學校産婆養成所等の卒業證明
ある修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歴書を添へ地
方長官に願出すべし

但し第四條に依り實地試験のみを受けんとする者は學說試験合格の證明書を添へ願出すべし
地方長官前項の願出を許可するときは指令を要せず出願書を受理し許可せざる時は之を却下す

第六條 産婆試験を願出づる者は收入印紙を以て試験手数料金壹圓納付す可し但し納付したる手数料は還付せず

第四條により實地試験のみを願出づる者も雖も本條の手取料を納付すべし

第七條 地方長官は學說試験及び實地試験に合格したる者には證明書を交付す

第八條 地方長官は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずることを得

當該官吏は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずることを得

五、産婆名簿登録規則 (内務省令第四十八號明治三十二年九月六日發布)

第一條 産婆名簿には左の事項を登録す可し

一 登録番號登録年月日

二 族籍(外國人たるときは其國籍)氏名年齢住所

三 産婆試験に合格したる地方廳名其年月日(産婆規則第十八條に依り登録する者は其旨を記載す)

四 開業地(住所以外の地に於て開業するもの又は出張所を設くるものは之を記載す)

五 業務に關する犯罪禁錮以上の刑に該る犯罪(其年月日事由)

六 産婆業の禁止停止解除(其年月日事由)

七 名簿取消年の月日事由

第二條 産婆名簿は別記様式に依り調製す可し

第三條 産婆を營まんとする者は本令第二條第二號第四號の事項を明記して其住所地を管轄する地方廳に願出で産婆名簿に登録を受くべし

第四條 産婆規則第五條第一項の場合に於ては前の管轄地方廳は産婆名簿の取消の登録を爲し其登録事項の謄本を以て後の管轄地方廳に其旨を通知すべし後の管轄地方廳は前の管轄地方廳の通知を俟たず本人の願出に依り直に産婆名簿に登録を爲すべし但必要を認むる場合に於ては

前の管轄地方廳の通知を俟ち又は之に照會を経たる後登録を爲すべし
第五條 産婆名簿の訂正又は取消の登録を爲すときは其部分に朱線を畫し訂正又は取消の事由年月日を朱記すべし

第六條 産婆名簿に登録を受けたる者は贖本を受くることを得
贖本手数料は収入印紙を以て納付す可し

産婆試験委員設置規程、産婆試験に關し我政府は試験委員規定を訓令せらる而して新潟縣に於ては試験委員事務章程及び手當支給方法なるものを定む今参考の爲め之を掲載すべし

六、産婆試験委員設置規程

(内務省訓令第八號
明治三十四年六月四日)

第一條 地方廳に産婆試験委員長一人産婆試験委員若干人を置き産婆試験に關する事務を管掌せしむ

第二條 産婆試験委員長及び産婆試験委員は地方長官之を選任すべし
産婆試験委員長及び産婆試験委員は地方廳の官吏たる者を除くの外其任期を四箇年とす
但し満期後再任せらるゝ事を得

第三條 産婆試験に關し書記若干人を置き庶務に従事せしむ

書記は地方長官其廳の列任官に就き之を命ず

第四條 産婆試験委員長産婆試験委員及び書記には事務の繁閑に従ひ手當を給することを得

七、死産證書(死胎檢案書)

(新潟縣訓令)

- 一 父の氏名(私生子の場合にありては母の氏名)
- 二 父の出生の年月日(私生の場合に在りては之を除く)
- 三 母の出生の年月日
- 四 父の職業(私生子の場合に在りては母の職業)
- 五 妊娠の月數
- 六 分娩の年月日時
- 七 分娩の場所
- 八 死胎の男女の別
- 九 死胎嫡出子庶子私生子の別

右證明(檢案)候也

年 月 日

住 所

醫師(産婆)

何某

記載方

- 一 胎児の嫡出子なるか又は庶子なるときは其父の氏名を記す可し若し私生子なるときは其母の氏名を記す可し
- 二 死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其父の出生の年月日を記すべし
- 三 死胎の何たるに拘はらず其母の出生の年月日を記すべし
- 四 死胎の嫡出子なるか又は庶子なるときは其父の職業を記すべし若し私生子なるときは其母の職業を記すべし
總て職業名は商又は工等單一の汎稱に據らずして何商又は何工等成るべく細密に記すべし
- 五 妊娠の月数は受孕より分娩に至る妊娠の経過にして死胎は約四週日を一ヶ月と做したる第幾月目に該當するかを記すべし
- 六 分娩の年月日時を記す可し若し明瞭ならざるときは推定したる年月日時を記すべし此場合には推定の二字を冠せしむるを要す
- 七 分娩の場所は郡市區町村大字名及番地(番戸番屋敷)を記すべし
- 八 死胎の男女孰れに屬するかを記すべし若し鬼胎等に在て男女の區別

を爲し能はざる場合に於ては其事由を添へて不詳と記すべし

九 死胎は嫡出子なるか又は庶子なるか若しくは私生子なるかの別を記すべし

(参照)

八、墓地及埋火葬取締

(明治二十六年三月 大阪府令第五五號)

第十六條 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セントスル者ハ請求書ニ左ノ書面ヲ添ヘ

市區町村長ノ認許證ヲ受ケ之ヲ墓地又ハ火葬場持主若クハ管理者ニ交付スベシ若シ變死ニ係ルトキハ認許證請求書ニ檢視官ノ檢印ヲ受クベシ(明治三十三年十二月三日大阪府令第八十號改正)

一 妊娠四ヶ月以上ノ死胎ニ係ルトキハ醫師又ハ産婆ノ死産證書、死胎檢案書

九、戸籍法第百三十六條

(明治三十一年五月 法律第十二號)

胎兒が家督相續人トシテ届出テタル場合ニ於テ其胎兒が死體ニテ生レタルトキハ母ハ出産ノ日ヨリ一ヶ月内ニ醫師又ハ出産ニ立會ヒタル産婆ノ檢案書ヲ提出シテ家督相續ノ登録ノ取消ヲ申請スル事ヲ要ス

母ガ登録取消ノ申請ヲ爲サルハ家督相續人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ登録ノ取消ヲ申請スル事ヲ要ス

一〇、死亡診断書、死體檢案書並死産證書

死胎檢案書 (明治三十三年九月三日
内務省令 第四十一號)

第二條 醫師及産婆ハ其作爲スベキ死産證書又ハ死胎檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スベシ

- 一、父ノ氏名、職業私生兒ニ在リテハ母ノ氏名、職業及父母ノ出生ノ年月日
- 二、死胎ノ嫡出子、庶子、私生兒別及男女別
- 三、妊娠ノ月數
- 四、分娩ノ年月日時及ビ場所

附則

本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一一、産婆試驗規則施行細則 (明治三十二年九月二十六日
大阪府令第八十九號)

産婆試驗規則施行細則左ノ通定ム

第一條 産婆試験ハ毎年二回之ヲ舉行シ其期日及場所ハ一ヶ月前之ヲ告

示ス

第二條 産婆試験ヲ受ケントスルモノハ毎年四月十月中別記様式ニ據リ

市區町村長ノ奥印ヲ受ケ郡役所ヲ經由シ當廳ニ願出ヅベシ

第三條 産婆試験願書ハ本人之ヲ自書スベシ

第四條 試験中一科以上缺席ノ者ハ其期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

(様式)

産婆試験願

何郡市、區町村番地(寄留ナレハ本籍ヲ列記スヘシ)

士族平民(外國人ナレハ國籍)

氏名

何年何月生

自分幾何年何月産婆(實地)試験相受度別紙規定ノ書類相添此段相願候也

年月日

右氏名印

(外國人ナレハ捺印ヲ要セズ)

市區町村長奥印

大阪府知事宛

母が登録取消ノ申請ヲ爲サハルルハ家督相續人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ登録ノ取消ヲ申請スル事ヲ要ス

一〇、死亡診断書、死體檢案書並死産證書

死胎檢案書 (明治三十三年九月三日
内務省令 第四十二號)

第二條 醫師及産婆ハ其作爲スベキ死産證書又ハ死胎檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スベシ

- 一、父ノ氏名、職業私生兒ニ在リテハ母ノ氏名、職業及父母ノ出生ノ年月日
- 二、死胎ノ嫡出子、庶子、私生兒別及男女別
- 三、妊娠ノ月數
- 四、分娩ノ年月日時及ビ場所

附 則

本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一一、産婆試驗規則施行細則 (明治三十二年九月二十六日
大阪府令第八十九號)

産婆試驗規則施行細則左ノ通定ム

第一條 産婆試験ハ毎年二回之ヲ舉行シ其期日及場所ハ一ヶ月前之ヲ告

示ス

第二條 産婆試験ヲ受ケントスルモノハ毎年四月十月中別記様式ニ據リ

市區町村長ノ奥印ヲ受ケ郡役所ヲ經由シ當廳ニ願出ヅベシ

第三條 産婆試験願書ハ本人之ヲ自書スベシ

第四條 試験中一科以上缺席ノ者ハ其期ノ試験ヲ受ケルコトヲ得ズ

(様式)

産婆試験願

何郡市區町村番地(寄留ナレハ本籍)
ヲ列記スベシ)

士族平民(外國人ナ
レハ國籍)

氏 名

何年何月生

自分幾何年何月産婆(實地)試験相受度別紙規定ノ書類相添此段相願
候也

年 月 日

右 氏

名 印

(外國人ナレバ
捺印ヲ要セス)

市區町村長奥印

大阪府知事宛

一二、産婆試験及登録願書進達方

明治三十二年九月廿六日
大阪府訓令第六拾五號
郡役所、市役所、區役所

- 産婆試験及登録願書進達方左ノ通相定 條右ニ據リ取扱フベシ
- 一、産婆試験及産婆名簿登録ノ願書ヲ受ケタル日ハ墮胎ノ罪其他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラレベキ罪ヲ犯シタルコトナキモノナルヤ否ヲ調査シ其ノ旨ヲ具シテ進達スベシ
 - 二、産婆名簿登録願書ニ添附スベキ試験合格證書及實地試験願書ニ添附スベキ試験合格證明書ハ本書ト照合シ相違ナキヲ證スル爲メ其ノ欄外ニ捺印シテ進達スベシ
 - 三、産婆規則第十九條ニ依ル産婆業ノ出願ニ對シテハ左ノ事項ヲ審査シ意見ヲ具シ進達スベシ
 - 一、其町村内及隣接町村一里以内ニアル産婆ノ氏名
 - 二、開業限地境界ヨリ前項各産婆ノ居住所ニ至ル里程並ニ道路ノ險易
 - 三、前項ニ關スル詳細ノ圖面
 - 四、其町村内ノ廣狹戸數人口及開業限地ノ廣狹戸數人口
 - 五、出願者ノ履歷及素行

四、産婆試験願書及登録事項贖木下付願書ニ貼付シタル收入印紙ハ書類審查ノ上進達ノ際黒肉ヲ以テ消印ヲ爲スベシ

一三、刑法摘要 (明治四十年四月二十四日發布)

刑法

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

第三百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二十九條 墮胎ノ罪

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルモノハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年

以下ノ懲役ニ處ス

第二百十四條 醫師、產婆、藥劑師又ハ藥種商、婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其ノ承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケズ又ハ其承諾ヲ得ズシテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

一四、警察犯處罰令 (明治四十一年九月二十九日) (內務省令第拾六號)

第三條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

七 開業ノ醫師、產婆ノ故ナク病者又ハ妊婦ノ招キニ應ゼザル者

一五、刑事訴訟法摘要 (明治二十三年十月六日、法律第九十六號)

朕刑事訴訟法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第三條 犯罪ノ捜査起訴及ビ豫審

第三條 豫審

第六條 證人訊問

第一百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應ズル能ハザルコトヲ疎明シタルトキハ豫審判事其所ニ就テ之ヲ訊問スベシ

第一百十八條 豫審判事ハ第二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人呼出ニ應ゼザルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ビ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直チニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

若シ證人再度ノ呼出ニ應ゼザルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡ス可シ又拘引狀ヲ發スルコトヲ得

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上默秘スベキ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、公證人又ハ此等ノ職ニ在シ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘スベキモノニ關

スルトキ(明治四十一年三月改正)
證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ疎明ス可シ

第七節 鑑定

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第一百五條第一百八條乃至第二百一十一條第百二十三條乃至第二百五條及七百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ズ第百條第一百一條ノ規定ハ鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

一六、民事訴訟法摘要 (明治二十三年法律第二十九號)

第二節 第一審ノ訴訟手續

第一條 地方裁判所ノ訴訟手續

第六條 人 證

第二百八十九條 何人ヲ問ハズ法律ニ別段ノ規定ナキ限りハ民事訴訟ニ關シ裁判所ニ於テ證言スル義務アリ

第二百九十二條 證人ノ呼出狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 證人及ビ當事者ノ表示

第二 證據決定ノ趣旨ニ依リ訊問ヲ爲ス可キ事實ノ表示

第三 證人ノ出願スベキ場所及ビ日時

第四 出願セザルトキハ法律ニ依リ處罰ス可キ旨

第五 裁判所ノ名稱

第二百九十八條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上默秘スベキ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、公證人、神職、僧侶、其身分職業ノタメ委托ヲ受ケタルニ由テ知りタル事實ニシテ默秘スベキモノニ關スルトキ

一七、戶籍法摘要 (明治三十一年五月法律第十二號)

第四章 身分ニ關スル届出

第二節 出生

第六十八條 子ノ出生アリタルトキハ十日以内ニ左ノ諸件ヲ具シ之ヲ届出ヅルコトヲ要ス

第七十一條 嫡出子出生ノ届出ハ父ヨリ之ヲ爲シ父が届出ヲ爲スコト能ハザル場合及ビ民法第七百三十四條第一項、第二項但書ノ場合ニ於テハ母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ父ヨリ之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二項ニ掲ケタル者ヨリ届出ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ届出ヲ爲ス義務ヲ負フ

第一 戸主

第二 同居者

第三 分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆

第四 分娩ヲ介抱シタル者

同順位ノ届出義務者數人アルトキハ其中ノ一人ヨリ届出ヲ爲スヲ以テ定ル

第九章 罰則

第二百十條 本法ノ規定ニ依リ期間内ニ爲スルキ届出又ハ申請ヲ怠リタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處セラル

第二百五條 自己又ハ他人ノ利ヲ圖リ若クハ他人ヲ害スル目的ヲ以テ身分又ハ戸籍ニ關シ詐僞ノ届出若クハ申請ヲ爲シタル者ハ十一日以上四年以下ノ重禁錮又ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル

一八、胞衣及汚物取扱規定

(明治四十年六月十九日 大阪府告示第四十五號)

胞衣及汚物取扱規定左ノ通相定ム

胞衣及汚物取扱規定

- 第一條 本規定ニ於テ胞衣及汚物ト稱スルハ明治三十二年九月大阪府令第八十三號胞衣及汚物取締規則ニ該當スベキモノヲ云フ
- 第二條 胞衣及汚物處分ノ爲メ焼却及ビ消毒場ヲ西區尻無川河口ニ埋没地ヲ府下東成郡天王寺村市立天王寺葬儀所内ニ設置ス
- 第三條 前條ノ處分ヲナスニ必要ナル吏員及人夫ヲ衛生課埋没地、焼却場及消毒場ニ配置ス
- 前項ノ吏員ハ衛生課長ノ指揮ヲ受ケ庶務又ハ人夫ノ監督ニ從事シ衛生課詰人夫ハ專ラ胞衣及汚物ノ蒐集ニ埋没地、焼却場及消毒場詰人夫ハ埋没、焼却又ハ消毒事業ニ従事スルモノトス
- 第四條 胞衣及汚物ヲ蒐集運搬スル器具及運搬車ハ臭氣ノ發散、汚液ノ漏洩ヲ防止スルノ装置ヲ爲シ且ツ外觀ヲ損セザルモノヲ使用スベキモノトス
- 第五條 胞衣及汚物取扱手数料ハ左ノ種別ニ依リ徴收ス

但赤貧者並ニ胞衣ト全時ニ取扱フ汚物ニ對シテハ手数料ヲ徴收セズ

一、胞衣及汚物手数料

特等 一回ニ付キ 金貳圓

一等 全 金壹圓

二等 全 金五拾錢

三等 全 金參拾錢

二、汚物取扱手数料

汚水 一回ニ付キ 金參拾錢

汚物 全 金拾錢

胞衣取扱ニ關スル特等ニ對シテハ前項ノ外石標料トシテ金壹圓ヲ徴收ス

第六條 胞衣ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス

一、取扱手数料三等ニ該當スルモノハ之ヲ埋没又ハ焼却ス

二、全二等ニ該當スルモノハ埋没ノ上木標ヲ建テ二年間保存シ其後ハ胞

衣塚ニ合祀ス

三、全一等ニ該當スルモノハ埋没ノ上木標ヲ建テ五年間保存シ其後ハ胞

衣塚ニ合祀ス

四、全特等ニ該當スルモノハ埋没ノ上石標ヲ建テ之ヲ保存ス

第七條 汚物ハ之ヲ埋没又ハ焼却ス但汚染物中糞便トシテ價格ヲ有スル

モノハ總テ消毒洗滌シテ之ヲ賣却ス

第八條 胞衣及汚物取扱ヲ受ケントスルトキハ其旨市役所衛生課ニ申込

ムベシ

第九條 衛生課ニ於テ前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク蒐集其他適

當ノ處分ヲナスベシ

第十條 本規定ノ外胞衣及汚物取扱ニ關スル細則及料金ノ徴收方法等ハ

市長之ヲ定ム

第八 産婆の教育

我邦産婆教育所は子の調査せしもの實に八十三箇所あり、今是れを設立の種類に従つて區別すれば次の如し。

- 府立のもの
- 一 縣立のもの
- 一三

市立のもの	一	郡立のもの	一
醫師會設立のもの	一	私設のもの	六六
合計	八三		

乃ち府縣立及び郡立のもの合算するも未だ私設の五分の一に過ぎざるは産婆教育の完全なるものと云ふべからず、如何となれば二三私立教育所を除くの外は多くは産婆學の講義の外「バン・トーム」演習或は分娩處置を實驗する場合少なればなり、私設中赤十字社に屬するものあれども同社に於ては主として看護學を教授し産婆學は附屬の學科として設けられたるものなれば實際的演習は到底望むべからざればなり。

更に是を府縣に區別し其設立の年月及び卒業生の數を示すべし。

府縣	所名	設立の種類	設立の年月	卒業生の數
東京府	櫻井産婆養成所	私立	明治十四年六月	六二八
	日本産婆學校	私立	明治三十六年十二月	七一六
京都府	濱田産婆學校	私立	明治二十七年四月	八五五
	醫學專門學校附屬	府立	明治二十二年四月	二六一
大阪府	平安産婆學校	私立	明治三十年三月	三二一
	緒方助産婦教育所	私立	明治四十年一月	三三七
神奈川縣	緒方産婆看護婦養生所	私立	明治二十五年十月	一、一三三
	河野病院産婆講習所	私立	明治三十五年八月	五六一
兵庫縣	杉山産婆學校	私立	明治三十五年三月	一四九
	産婆養成所	私立	明治二十年十二月	四三六
長崎縣	産婆教育所	私立	明治三十七年十二月	六八
	現助産婦看護婦學校	私立	明治三十八年一月	七六
新潟縣	北島産婆學校	私立	明治四十年五月	八九
	新長岡産婆學校	私立	明治二十八年一月	五二八
新潟縣	新長岡産婆學校	私立	明治四十三年五月	〇
	新長岡産婆學校	私立	明治三十一年一月	三一九
新潟縣	新發田産婆學校	私立	明治三十一年七月	二一八
	柏崎産婆學校	私立	明治三十四年四月	六六
新潟縣	小千谷産婆學校	私立	明治三十一年八月	八六
	小千谷産婆學校	私立	明治三十四年四月	六七

愛知縣	三重縣	奈良縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣	埼玉縣	高田病院附屬產婆養成所
產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所
後藤助産婦教育所	丹羽市產婆養成所	溫故堂產婆養成所	病院內附屬產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所
私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立
立	立	立	立	立	立	立	立	立
明治四十二年九月	明治四十二年九月	明治三十八年九月	明治四十二年十一月	明治三十三年三月	明治二十年三月	明治四十三年八月	明治四十三年二月	明治二十六年五月
六五八	一六三	一九一	三二九	五五	四八四	〇〇	三五	二五四

靜岡縣	山梨縣	岐阜縣	長野縣	福島縣	岩手縣	青森縣	山形縣	福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣
產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所
衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會	衛生會
私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立	私立
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立
明治三十年一月	明治三十四年四月	明治三十二年四月	明治三十四年三月	明治三十八年四月	明治四十年六月	明治四十一年	明治四十二年四月	明治四十二年四月	明治三十七年四月	明治三十三年七月	明治三十一年九月	明治二十四年	明治三十七年四月
八三	一一三	二九五	七五	一三九	二四	一七一	二七	二二	三三	六	六三	九一	一四〇

沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	熊本縣	大分縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	山口縣	廣島縣
產婆養成所	產婆養成所	產婆講習所	產婆養成所	產婆看護婦養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	產婆養成所	廣島縣
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	廣島縣
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立
明治二十三年八月	明治二十九年三月	明治四十二年四月	明治四十二年五月	明治三十七年四月	明治四十年十月	明治四十三年一月	明治三十四年七月	明治三十八年四月	明治二十四年十二月	明治三十五年四月	明治四十一年四月
八三	一七九	一八	二五二	一〇九	四八	九九	一五三	五八	七九	六九	五一

上表を見るときは各府縣に於て普く産婆學校の設立ありと雖も多くは其設立の年月短く稀に一二早設のものありと雖も中途にして廢校し或は然らざるものも卒業数は實に數ふるに足らず、今左に五百人以上の卒業生を出したる産婆學校を擧げて是を證明すべし。

名	稱	設立以來の年數	卒業生の數
櫻井	産婆養成所(東京)	三十年間	六二八
日本	産婆學校(東京)	七年間	七一六
濱田	産婆學校(東京)	十八年間	八五五
緒方	助産婦教育所(大阪)	十八年間	一、一三三

緒方病院産婆看護養成所(大阪)	九	年	間	五六一
長崎産婆學校(長崎)	十六	年	間	五二三
温故堂産婆學校(三重)	三十三年	間		六四二

全國八十二箇所の産婆學校にして以上僅かに六箇所を以て主なる教育所と看做すに過ぎず、この中尙看護婦及び産婆を同時に教授するものを除くときは純粹産婆學校は僅か二三あるに過ぎず。

一 生徒の資格

産婆志願者の入學試験に要すべき資格は都會と地方とに因りて一樣ならず、尋常小學校卒業以上のもの二十六、高等小學校卒業以上のもの三十五、高等女學校卒業以上のもの一(愛知縣)あり、予等の實驗に依ればこの資格は高等小學校卒業以上たらざるべからずと信ず

二 修業年期

修學年限は一ケ年のもの、五十二一ケ年半のもの六、二年のもの三、三ケ年のもの一、六ケ月のもの一あり、各府縣に從ふて其學期一定せず、然れども年限の長きものは附屬科として按摩法、看護學、習字等あるにより純粹産婆教育に費すべき年月は一ケ年以内と見て差間なかるべく、就中普通教育及習字などあるは普通教育なき年長婦人に教授するものなれば年間の長短を以て教育所の價値を鑑別する標準となすべからず。

三 修業科目

修學科目も又府縣に依り異なるのみならず、各産婆學校に由りて大に差あること左の如し。

緒方病院産婆看護婦養成所(大阪)	九 年 間	五六一
長 崎 産 婆 學 校(長崎)	十 六 年 間	五二三
温 故 堂 産 婆 學 校(三重)	三 十 三 年 間	六四二

全國八十二箇所の産婆學校にして以上僅かに六箇所を以て主なる教育所と看做すに過ぎず、この中尙看護婦及び産婆を同時に教授するものを除くときは純粹産婆學校は僅か二三あるに過ぎず。

一 生徒の資格

産婆志願者の入學試験に要すべき資格は都會と地方とに因りて一樣ならず、尋常小學校卒業以上のもの二十六、高等小學校卒業以上のもの三十五、高等女學校卒業以上のもの一(愛知縣)あり、予等の實驗に依ればこの資格は高等小學校卒業以上たらざるべからずと信ず

二 修業年期

修學年限は一ケ年のもの、五十二一ケ年半のもの六、二年のもの三、三ケ年のもの一、六ケ月のもの一あり、各府縣に従ふて其學期一定せず、然れども年限の長さものは附屬科として按摩法、看護學、習字等あるにより純粹産婆教育に費すべき年月は一ケ年以内と見て差間なかるべく、就中普通教育及習字などあるは普通教育なき年長婦人に教授するものなれば年間の長短を以て教育所の價值を鑑別する標準となすべからず。

三 修業科目

修學科目も又府縣に依り異なるのみならず、各産婆學校に由りて大に差あること左の如し。

産婆學を教授するもの	六二
産婆看護婦學を教授するもの	二〇
修身學を教ふるもの	一七
國語科を教ふるもの	四
習字を教ふるもの	一
育兒法を教ふるもの	五
衛生學を教ふるもの	九
藥物學を教ふるもの	八
按摩術を教ふるもの	四
倫理學を教ふるもの	四
教育學を教ふるもの	一
器械學を教ふるもの	三
算術を教ふるもの	二
英語を教ふるもの	二

作文を教ふるもの	四
讀書を教ふるもの	一
法律を教ふるもの	一
漢文を教ふるもの	二
體操禮式を教ふるもの	二
理化學を教ふるもの	四
細菌學を教ふるもの	一

以上の如き學科の分類多きは之とて監督すべき官廳の意見一致せざるを以て従ふて設立すべき學校主宰者は徒らに學科を増設し生徒の歡心を得んが爲に殆んど競争的に複雑なる學科を設けられたる傾向あり、例之ば器械學、細菌學、法律學、初生兒看護の如き悉く産婆學中にあるにあらずや、然るに是等の分科とし教授する爲に無益に高尚なる學科を教授し却て其要領を失するに至るべく、況んや普通

教育なき婦女子に是等を教ふるは其弊害少なからざるべし。

四 生徒の學資

生徒の學資は都會と縣下とによりて異なれども全國を通じて自費のもの四十八布仙貸費のもの僅かに二十五布仙に過ぎず、是等女學生が毎月費す所の諸雜費を合して大都會にありては拾圓乃至拾貳圓、縣下にありては七圓乃至拾圓を要すべく、授業料は毎月參圓のもの一、壹圓五拾錢のもの三、壹圓のもの一五、にして他は委く五拾錢以下或は無料のものを多しとす。

五 國家的産婆試験の成績

産婆試験の成績

三府四十四縣に於ける産婆學校八十二箇所の國家的開業試験は各府縣により難易の別ありて一定せず、是れを總括して論ずるは頗る困難なるにより第二の大都會なる大阪府の試験成績と予が教育所に於ける成績とを標準とし是れを説明すべし、蓋し此兩試験は予が十有余年間試験委員となり或は監督者となりて其實況を熟知するに因れり是れを要するに試験の難易は知らざるも東京、京都及び大阪は試験に及第するもの少なく他府縣の試験に及第者の多きは事實なり。

大阪府のは明治三十五年(一九〇二)以來各年春秋二期(五月及十一月)に産婆の開業試験を施行し、其學說及び實地試験成績は次表の如し。

年次	學說實地試験 出願總數	中途欠席數	及第者
明治三十五年(春)	四九	二(四%)	三二(六五・三%)
秋	五九	四(六・八%)	四三(七三・%)
			三二(六五・三%)
			三九(六六・%)

明治三十六年	秋	一一八〇	一一〇〇	一〇、一三五%	四八(六〇%)
明治三十七年	秋	一一〇三	九〇〇	八、一七二%	五九(四八、三%)
明治三十八年	秋	一一四〇	六〇〇	五、二六三%	五〇(四八、五%)
明治三十九年	秋	一一七〇	六〇〇	五、一六八%	七〇(五七、六%)
明治四十年	秋	一一四六	五〇〇	四、三六六%	四七(四七、一%)
明治四十一年	秋	一一〇四	二〇〇	一、八一八%	五三(三八、四%)
明治四十二年	秋	一一〇四	二〇〇	一、八一八%	八〇(五七、一%)
明治四十三年	秋	一一八二	一四〇	一、一八六%	五三(三八、四%)
合計		二、六三六	一九四〇	七、三二八%	一、一五九(四四%)

試験志願者二、六三六に對する學說試験の及第者一、三二九乃ち五〇、四布仙實地試験及第者は一、一五九、四四、布仙なり。而して上表中各年期により學說及び實地試験共に及第

者の布仙に差あるは認可學校の卒業者の國家的試験に應ずる者の多少により異なるものとす、則ち認可學校の卒業者の多數ある場合は國家的試験に及第する者増加し然らざるものは各地方より志願するもの或は開業醫の業務を補助し傍ら産婆學を修業したるものにして完全なる教育を受け志願するもの少數なるに因せり。而して學說試験に合格し實地試験に落第したるもの、更に實地試験のみ志願せし實地試験成績左の如し。

年次	實地試験出願者	中途欠席	及第者
明治三十七年	一一二	二二	二二(一九、六%)
明治三十八年	九五	一一	一一(一二、一%)
明治三十九年	一一四	二二	二二(一九、三%)
明治四十年	一一四	二二	二二(一九、三%)
明治四十一年	一七五	二二	二二(一二、五%)

明治四十二年(春)	二〇七	二(五、四%)	二(三、六二%)
明治四十三年(秋)	二〇八	四(二〇、七%)	八(四〇、二%)
明治四十三年(春)	二〇八	三(一〇、七%)	二(七、一四%)
明治四十三年(秋)	二〇八	二(一〇、七%)	七(三三、五%)
合計	二〇八	一八(〇、八六%)	一三三(五、一四%)

茲に掲ぐる實地試験とは産婆學及び其方術に對する口
 答試験と「パントーム」に就て實地的分娩處置を試験するも
 のにして實際分娩處置を行はしたるものに非ず。

産婆試験は各學校に於て教授せし産婆學の學力と其方
 術との優劣を判斷すべきものなり其成績の如何は將來産
 婆の改良及び發達に向つて多大の關係を有すべく吾人教
 育者の最も注意すべき問題なるを以て予が實際教育せし
 生徒の學力試験に於て更に詳述せんとす。

予が産科院に入學せし生徒を各府縣に類別すれば次表
 の如し。

大阪府	三六三	兵庫縣	一一三	岡山縣	七九	奈良縣	六八
-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	----

廣島縣	四九	京都府	四二	和歌山縣	四〇	香川縣	三九
愛媛縣	三五	三重縣	三三	山口縣	三三	滋賀縣	三二
徳島縣	二二	大分縣	二二	島根縣	一五	鳥取縣	一五
愛知縣	一三	福岡縣	一三	宮崎縣	一二	福井縣	一〇
長崎縣	一〇	東京府	八	岐阜縣	六	静岡縣	六
佐賀縣	六	高知縣	六	石川縣	五	鹿兒島縣	五
熊本縣	四	富山縣	四	福島縣	三	宮城縣	二
神奈川縣	二	北海道	二	新潟縣	二	千葉縣	一
岩手縣	一	茨城縣	一	青森縣	一	合計	一、一三三

表中數百里を隔てたる各府縣の生徒中には一二大阪市
 内に寄留し志願したるものあるべけれど其他のものは殊
 に産婆學を志願し入學したるものなり。
 生徒の資格は、體格検査を行ひ産婆となるべき體格に異
 常なき強壯者を撰定し普通教育(高等小學校卒業以上)ある
 ものにして年齢は左の如し。
 二十歳以下のもの……………一三八

二十歳以上二十四歳以下のもの……………二四二
 二十五歳以上二十九歳以下のもの……………二八四
 三十歳以上のもの……………四六九

歐洲に於ける産婆志願者に反し我邦にありては三十歳以上のもの多數なるは獨身者或は結婚後其夫の死亡し寡婦となりたるもの多數あるに因れり、獨逸國の如き二十五歳より三十歳のもの多數あるものに比較するときは殆んど反對の現象を呈するは凡國土の異りたるに尙産婆業を以て一の職業視するもの多きに因るべき乎。

試験は學説口答實地試験に區別し、十問題とし一問題の採點を十點とし五十點以上を及第とし、四十點より五十點のものは再試験を行ひ或は毎月施行せし試験の採點表を追加して及第者の中に算入し或は卒業後二箇月間復習の義務あるものとし、認可せり、其成績次ぎの如し。

四十點以上五十點以下のもの……………	一七九
五十點以上六十點以下のもの……………	三九三
六十點以上七十點以下のもの……………	三五一
七十點以上のもの……………	二一〇
合計……………	一一三三

學費は自費生六百五十三人五七、三布仙、予が産科院より給與せしもの四百人三五、二布仙、那村の出費にかゝるもの八十人七布仙あり。

六 臺灣に於ける産婆

新領地臺灣に於ける産婆の状況

日本の新領地臺灣は人口三、二九〇、一八六を有し就中男一、七三五、九八四人女一、五五四、二〇二人なり、臺灣に於ける産婆に三種あり、一は母國人の免許産婆、二は全島人の舊來

産婆、三は臺北醫院に於て養生せし全島人の助産婦なり、勿論今にありては母國人の産婆は主に母國人の助産に關り全島人に招かるゝこと尙僅少なり、醫學博士長野純造の調査報告に縦へば主子婆及び先生媽なるものあり、甲婦は主として分娩時の處置を爲し乙婦は主として産兒及び産婦の醫療的處置を行ひ、主子婆は自身の數數回分娩したる經驗及び漢法醫又は僧侶より分娩處置を學習し或は産婆の家傳的宗統者よりなるものあれども、自身の經驗上より業を營むもの最も信用厚く、先生媽に對する報酬は臺北市及び附近に於ては普通男子なれば四圓女子なれば二圓と外に祝物を贈るを例とすといふ。

我日本の領地となりし以來七年明治三十五年臺灣醫院内に助産婦養生規則を發し次で明治四十年七月總督府は助産婦講習規則を發布し明治四十三年十二月迄に卒業せ

しもの母國人十三人全島人四十三人あり。

其他臺灣助産婦學會を組織し總督府を有する臺北には母國人の産婆六十七人全島人産婆四十三人を有するに過ぎざるも近き將來に大なる發展を豫期して可なり。

七 朝鮮に於ける産婆

新に合併せし朝鮮の産婆は其調査未だ審ならず、今隆熙三年(一九〇九)六月末の韓國衛生一班に就て見るに、人口大約二千萬なり、其産婆數を算するに、朝鮮人三三、日人一〇五合計一三八にして實に人口約七萬人に對する一人の比例なり、今や日本政府は朝鮮に向つて醫師の普及及び産婆の配置に勉つゝあれば朝鮮の開拓さると同時に産婆の配置さるや近きにあるべし。

八 産婆の累年比較

最近十ヶ年間に於ける我邦産婆の状況
 明治四十一年の我邦衛生局年報を見るに全國に於ける産婆の員数は産婆試験規則に及第せし助産婦と、從來産婆及び限地開業産婆を合して二萬六千二百二十二人あり、最近十ヶ年間乃ち明治三十二年（一八九九）より明治四十一年（一九〇八）に至れる累年の増減表を示せば次の如し。

産婆の累年比較 (千九百八年終末)

年代	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年
試験	五	二二〇	八二四	一、五五九	二、四七二	三、三三三	四、〇三三	五、二一六	六、一三三	七、一三〇	八、五八六
従來	七、六三三	三、五九九	三、〇四四	三、三九九	三、八七七	三、三三三	三、七三三	三、〇六四	二、九三六	二、八五六	二、三三〇
限地	三九九	一、三三九	一、六六六	一、六六一	一、八三三	一、六六四	一、二五五	一、二九九	一、三三九	一、二九九	一、二九九
合計	八、三三七	二、五二八	二、五五〇	二、五五九	二、九三三	二、六六六	二、九八八	二、六八七	二、六八七	二、六八七	二、三三〇
人口一 千人に 對する 産婆一 人の數	?	五、六三	五、六四	五、六三	五、七七	五、五五	五、四四	五、四四	五、四四	五、四四	五、四四
出生一 千人に 對する 産婆一 人の數	?	五、八五	五、八六	五、八六	五、八三	五、八四	五、八五	五、八四	五、八四	五、八四	五、八四

上表を見るに我邦産婆に三種あり、一は試験を受けしもの、二は従前より開業せしもの、三は限地開業のものとする、然るに上表中第一種に屬すべきものは、明治三十二年（一八九九年）始めて内務省試験を施行せし以來にして僅か十ヶ年を経るに過ぎざれば其數極めて少なりし、即ち内務省が試験を始めたる第一年に於ては、及第せしもの僅か五人のもの、年々其數を増加し、明治三十五年（一九〇二年）に千五百三十九人となり、毎年一千人の及第者を出しつゝ、明治四十一年（一九〇八年）には七千三百三十人の多きに至れり、是れに反して從來産婆は明治三十二年（一八九九年）に七千九百六十三人のもの嚴格なる政府の調査により、反つて翌年には二萬三千五百五十九人に増加したれども明治四十一年（一九〇八年）には一萬八千五百六十八人に減少せり、限地開業産婆は明治三十三年（一九〇〇年）に千三百二十九人のもの明治三十六年（一九〇三年）には最高數を示したるも再び下

りて明治四十一年(一九〇八年)に至りては千二百五十九人に減少せり。

斯くの如く試験産婆は歳月と共に駭々乎として増加すと雖も是れを従來産婆に比較するときは未だ其半數に達すること能はず、社會の多數は尙彼の無學なる老婆の手によりて娩産を遂ぐることを想像するときには吾人は果して如何なる感あるべきか、我が邦醫學の進歩に随伴すべき産婆の教育は尙幼稚にして舊産婆が粗暴なる方術を施し爲めに母子の生命に危害を加へしめ、國民の侵害さるゝこと實に大なることを知らざるべからず。

九 各府縣と産婆の現數及ビ配置

各府縣に於ける産婆の員數

今我邦に於ける一萬六千五十七人の新舊産婆が如何な

る狀況に各府縣に配置さるゝかの問題は其地方の衛生的行政と産婆教育の如何を知るの好材料にして是れを左表に示すべし。

各府縣	各府縣と産婆の現數(千九百八年終)			合計	人口一萬ニ付産婆
	試験	従來	限地		
東京府	七〇六	一、一六六	一	一、八七三	六・一九
京都府	二七〇	一七四	一四三	五八七	五・一三
大阪府	五〇八	六六一	二	一一七一	五・四九
神奈川縣	一四六	二二六	〇	三六二	三・一一
兵庫縣	三九九	一一七一	一八	一、五八八	八・〇四
長崎縣	一七六	四五九	九	六四四	五・九三
新潟縣	五〇八	七九一	八	一、三〇七	七・二〇
埼玉縣	五二	二〇二	八	二九二	二・〇四
群馬縣	七七	一一八	一四	二一九	二・二八
千葉縣	一四九	三四七	二	四九八	三・七一
茨城縣	八一	二九八	二	四〇〇	三・一八
栃木縣	九三	一一一	九	二二三	二・二九

島根縣	七四	五三三	二一	六二八	八・五五
岡山縣	九五	一一五	〇	二一〇	一・七二
廣島縣	一三八	五六五	一七五	八七八	五・五六
山口縣	八八	五六五	一〇	六六三	六・三七
和歌山縣	二六〇	二六五	〇	五二五	七・二六
德島縣	四三	五四	八	一〇五	一・四六
香川縣	五八	三九一	八	四五七	六・三二
愛媛縣	八九	二八六	二〇	三九五	三・七四
高知縣	七九	二〇一	一	二八一	四・二〇
福岡縣	三八五	一、〇四五	五	一、四三五	八・四一
大分縣	九一	五八	〇	一四九	一・七〇
佐賀縣	一二七	二五五	五	三八七	五・七九
熊本縣	七一	六一五	〇	六三六	五・五六
宮崎縣	二〇	三〇一	六二	三八三	七・〇七
鹿兒島縣	七二	一七八	八六	三三六	二・六三
沖繩縣	一九	一五三	〇	一七二	三・四一
北海道	二二一	一六七	一八一	五六九	三・九五
合計	七、一三〇	一八、五六八	一、二五九	二六、九五七	五・二四

奈良縣	八六	三〇一	二七	四一四	七・二七
三重縣	二七七	五九八	三七	九一二	八・四九
愛知縣	二八三	一、一一六	〇	一、三九九	七・四七
靜岡縣	二七八	三二三	六	五〇七	三・七〇
山梨縣	四四	二五	三	七二	一・二六
滋賀縣	一〇九	四〇三	三	五一五	七・四四
岐阜縣	九八	八三九	一三	九五〇	九・二三
長野縣	九六	九八	四	一九八	一・四二
宮城縣	一四一	二五七	二一	四一九	四・七三
福島縣	一五一	五三〇	二〇	七〇一	五・六九
岩手縣	九三	一八七	五六	三三六	四・三三
青森縣	五七	四五五	一二五	六三九	八・九三
山形縣	一〇二	五五二	〇	六五四	七・一八
秋田縣	七七	二六九	四四	三九〇	四・三八
福井縣	四一	二二六	八	二七五	四・三九
石川縣	七二	四八五	四三	六〇〇	七・七三
富山縣	六七	三二八	三三	四二七	五・五六
鳥取縣	六三	九五	〇	一五八	三・六一

上表中の最高及び高低数を揚ぐれば次の如し。

最高数のもの (千九百八年)	試験			合計	人口一萬 ニ付産婆
	従來	限地	合計		
岐阜縣	一、〇七四、八五五	九八	八三九	一一三	九五〇
青森縣	七二六、一一六	五七	四五五	一一五	六三七
島根縣	七五七、六七六	七四	五三三	一一	六二八
三重縣	一、〇九二、七八五	二七七	五九八	三七	九一二
福岡縣	一、八八三、五五四	三八五	一、〇四五	五	一、四三五
兵庫縣		三九九	一一七一	一八	一、五八八
最低数のもの					八〇四
山梨縣	五七三、二四三	四四	二五	三	七二
長野縣	一、三九三、五三四	九六	九八	四	一九八
大分縣	九〇五、二〇一	九一	五八	〇	一四九
岡山縣	一、二二六、〇二三	九五	一一五	〇	二二〇

上表中の最高数の岐阜、青森、島根、三重、福岡、兵庫の數縣にありては人口一萬人に對する産婆の平均數は九、二三人よ

り八、〇四人にして他府縣に比すれば著しき高數を示し、殆んど三倍強なり。之れに反して最低數の山形、長野、大分、岡山の諸縣にありては人口一萬人に對する産婆の平均數は一、二六人より一、七二人にして、産婆一人にして二百五十人の分娩を取扱ふ可く、他府縣に比し助産婦の數約四分の一に相當し最高數の諸府縣に比すれば八分の一に過ぎざるは産婆教育の不平均なるを知ると同時に、其衛生的進歩の程度を推知するに難からず。然れども此等の諸縣に於ては、試験せし産婆の比較的多數にあるにより考ふる時は、恐らく従來産婆の調査尙完了ならざるに歸すべき乎、殊に兵庫縣の如きは人口百二十二萬六千十三人の多きに拘はらず産婆は新舊合して僅か二百五十人即ち一萬人に對して一、七二人に過ぎざるなり。

十 各府縣の都市に於ける産婆の員數及其配置

各府縣の都市に於ける産婆の員數

前章に於て各府縣の産婆の現在數を述べ其最高及び最低數を示したれば我邦産婆の狀況を察するに難からざるべし、然りと雖も此は單に數字上の問題に止り實際に於て吾人の理想的助産婦が果して如何なる勢力を有するやを研究せん爲めには更に新産婆の多數に住居し開業したる都市に於て論ずるに非ざれば正常なるものと認むべからず、何となれば上章記載せし舊産婆は多く縣下の郡村に住居するもの多く殊に東京、京都及び大阪の如き殆んど新産婆の爲めに舊産婆は其職業を失するの狀況を呈すればなり。

今左に各都市の産婆現數を示さば

人 口	産 婆 數		合 計	産婆一人に對する人口數
	舊産婆	新産婆		
東京市	二、一六八、一五一	二八一	一、三四五	一、六二六
京都市	四五三、二二八	一九九	一、三三	三三二
大阪市	一、二〇四、五七七	二八八	四六七	七五五
神奈川縣	四〇七、四三二	九〇	一〇四	一九四
兵庫縣	三八七、九一五	一一二	四六九	一、五九一
長崎縣	九六、二六一	一三	一六二	一七五
新潟縣	六三、〇七八	二〇	五五	七五
新潟市	三六、五五七	五五	三九	五〇
長岡市	一、二九二、五〇三	一九五	六八	二六三
埼玉縣	四〇、〇一四	一九	二五	四四
群馬縣	三六、一七一	一七	九	二六
高崎市	三七、八三二	八	一七	二五
茨城縣	四五、七七七	一〇	二八	三八
栃木縣	三三、六一〇	一二	七	一九
奈良縣				

津市	四四、七〇一	一八	一一	二九	一、五四一
三重縣 四日市市	三〇、〇九七	一一	七	一九	一、五八三
山田市	三八、七三九	一七	一四	三一	一、二四九
愛知縣 名古屋市	三八九、七六七	一九二	六五	二五七	一、五一六
豐橋市	四四、六八七	二九	一三	四二	一、〇六四
靜岡縣	五一、一一一	二八	三四	四二	八二四
山梨縣	五一、一六四	二四	五三	六二	六六四
滋賀縣	四一、二五八	一八	八	七	一、一四六
岐阜縣	四一、三二二	二二	二四	三五	一、二八〇
長野縣 長野市	三八、五七三	七	二二	三〇	一、二八五
松本市	三二、九〇〇	二	一三	一五	二、一九三
宮城縣 若松市	八九、二九六	五四	一〇三	一五七	五六八
福島縣 福島市	二二、三四〇	四六八	一八七	六五五	一〇六
岩手縣	三六、八六七	一九	三一	五〇	七三七
青森縣 青森市	四九、二五九	一七	二八	四五	一、〇九四
弘前市	三七、三一〇	一九	一六	三五	一、〇六六
山形縣 山形市	四一、一〇一	二四	一二	三六	一、一四一
米澤市	三五、五四九	一五	五	二〇	一、七七七

秋田縣	三四、四〇一	二六四	八二	三四六	九九
福井縣	四九、二五一	二二	九	三二	一、五三七
石川縣	一〇七、八三一	四五三	九四	五四七	一九七
富山縣 富山市	五七、四三七	三〇八	八三	三九一	二五三
高岡市	三三、六〇三	八	一四	二二	一、五三〇
鳥取縣	三三、六六一	一六	二	一八	二、〇二三
島根縣	三六、四二一	一一三	一一八	二三一	四〇八
岡山縣	九四、四六九	二七	五一	七八	一、八〇八
廣島縣	一四一、〇八〇	五三三	二二	六五五	一、六一六
山口縣	一〇五、八六四	二五九	二六五	五二四	一一八
和歌山縣	六二、二四一	二八	一六	四四	一、四七七
德島縣	六五、〇二〇	二五六	二二九	三八五	一、八八三
香川縣	七三四、六三四	一一	二〇	三二	一、三四九
愛媛縣	四三、一九六	二〇六	九四	三〇〇	一、三五九
高知縣	三七、七八一	九	三一	四〇	二、〇六八
福岡縣	八二、七五八	二一	一六九	一九〇	六五三
大分縣	一二四、一二七	一〇	一一	二一	一、六九三
佐賀縣	三五、五六四				

熊本縣	五九、五二五	六〇五	八五	六九〇	八六
宮崎縣	一三、八五四	九	二	一一	一、二五九
鹿児島縣	六一、五六三	一四	三三	四七	一、三〇九
沖繩縣	四八、五八五	一五三	三九	一九二	二五四
北海道廳函館市	八七、五三八	三三	四五	七八	一、一二三
釜淵	三、二九〇、一八六	八二二	内地人六七 本島人四三	九三二	三、五三〇
千葉縣	二五、〇七二	三二六	二〇三	五二九	四七
産婆	一二、八〇四、九〇四	三、六四二	三、六七四	七、三一六	一、七五〇
舊産婆一人三付	三、五一六		新産婆一人三付	三、四八五	

乃ち予が各府縣の警察部に向て照會せし返書中兵庫、宮城、福島、秋田、石川、富山、岡山、和歌山、熊本、沖繩及び千葉の諸縣は市の人口を記せずして縣の人口を載せ其他二三の府縣に於ても二三の小都會を合算したるものあるにより是等の數字を除き残りたる三府三十四縣に就て是を見るに其人口總數一二八〇四九〇四人に對する産婆は新舊合計七三一六乃ち〇、〇五七布仙あり即ち産婆一人に付人口一、七

五〇に當り更に新舊産婆に區別すれば舊産婆一人に對し人口三、五一六、新産婆一人に對しては三、四八五の比例を有す、

是を前表の各府縣の人口及び産婆の比例に對照するときは、人口増殖すると同時に産婆の増加したること明なり、乃ち政府が調査せし明治四十一年末に於ける全國産婆の員數は試験及第者七千三百三十人、從來開業者一萬八千五百六十八人合計二萬五千六百九十八人にして新産婆は舊産婆の約四分一に過ぎざりしもの今や大都會と看做べき場所には舊産婆三、六四二に對する新産婆は實に三、六七四即ち僅々二ヶ年を経過し其數の超過したるのみならず三十二人の多數を有するに至るは如何に産婆教育の歲月と共に進歩したるやを知るべく國家の爲賀せざるべからず、就中東京市の如き人口二、一六八、一五一に對し舊産婆の僅か

二八一にして新産婆の数は一三四五の多数あり又大阪市の如きも人口一、二〇四、五七七を有し舊産婆二八八に對する新産婆は四六七の多数あり以上東京及び大阪の如き一般社會の發達し來れると共に次第に新産婆に依頼するもの多く舊産婆は自然に廢業し或は地方に轉住したるものと看做さるべからず。而して其他の府縣にありても著しく新産婆の増加したるは明なり、今左に新舊産婆の増減著しき府縣を擧げて是を證明すべし。

府縣	舊産婆	新産婆	比	例
東京市	二八一	一、三四五	—	五・〇
大阪市	二八八	四六七	—	二・〇
神奈川縣	九〇	一〇四	—	一・一五
長崎縣	一三	一六二	—	一二・〇
新潟縣	三一	九四	—	三・〇
山梨縣	二四	五三	—	二・〇

府縣	舊産婆	新産婆	比	例
宮城縣	五四	一〇三	—	二・〇
和歌山縣	二五九	二六五	—	一・〇
大分縣	二一	一六九	—	八・〇

著明なる舊産婆存在と新産婆の少数なる社會

府縣	舊産婆	新産婆	比	例
兵庫縣	一、一二二	四六九	二・三	—
埼玉縣	一九五	六八	三・〇	—
愛知縣	二二一	七八	三・〇	—
滋賀縣	一八	八	二・〇	—
福島縣	四六八	一八七	二・五	—
秋田縣	二六四	八二	三・〇	—
石川縣	四五三	九四	五・〇	—
富山縣	三〇八	八三	四・〇	—
島根縣	一六	二	八・〇	—
山口縣	五三三	二二	四・五	—
香川縣	二六五	一二九	二・〇	—
高知縣	二〇六	九四	二・〇	—

熊本縣	六〇五	八五	七〇	—
沖繩縣	一五三	三九	四〇	—
臺灣	八二二	一一〇	八〇	—

以上新舊産婆の員數比例を對照するとき、各府縣に於ける社會の進歩衛生上の發達及び是れに隨伴すべき産婆養成が如何に競争的進歩と改善とをなしつつあるかは瞭々として火を見るが如く就中明治四十一年の終末に於ける調査成績に於て最低數として記載せし山梨、長野、大分、岡山の如き長足の進歩をなし新産婆の數俄然増加し之れに反し、兵庫、埼玉、愛知、其他の十餘縣は沖繩、臺灣等は同じく舊産婆の數全國に冠たるの狀況あるは將來注意すべき問題にして予は斯の如き積極的及び消極的差を生じたるの原因を探究し、將來産婆の奨勵に向つて注意せられんことを希望す。

其他生産及死産と産婆との關係、産婆と收入、小兒の保育分娩の調査及び分娩と發熱との關係等あれども長文に涉るを以て是れを畧す、若し此問題に就て研究せんと欲する者は助産の榮を一讀せらるべし

助産婦の義務及び責任

以下歐洲に於ける諸規則を記載し是れを諸姉の参考に供せん

第一項 經驗少く或は休業せし助産婦に

開業を許すの規定

助産婦試験に卒業せる後二年を経過するも未だ依頼者なきか若くは二年以上其業を廢せるもの再び營業せんと欲する時は助産婦學校に入學して數週間實地に就て演習し其校長の成績保證書を受くるを要す

第二項 規約及び學課の遵守

助産婦の職務に對して誓詞を立てたるものは其職責を果さんが爲め常に次の件に注意すべし

助産婦は法定の規則職務上の規約及び教科書又は教師より受けたる教を嚴重に遵守せざるべからず加之ならず常に教科書を復習し又新刊の助産學に就て最近の進歩を知るを要す

第三項 徳行の嚴守

助産婦は宗教の大義に遵ひ至善の徳行を守るべし之に因りて其職務を完全に悉すことを得べく其依頼せる産婦よりも厚き信用と尊敬を受くべし

第四項 住居の制規

助産婦は所屬區醫の議決に因りて其地方廳より自由の許可を受くるに非れば其指定せられたる區内に住すべし

第五項 徳義の履行

助産婦は其職務上より知り得たる總ての事件を他人に語るべからず殊に不具畸形疾病等の如き其健康を障害すべきものに非るも又堅く秘密を守るを要す又産家の經濟及び内情等に關しても之を漏すが如きことあるべからず然りと雖ども若し墮胎及び小兒を殺傷せしが如き法律上の罪を犯せることを知らば必ず其趣を屈出べし

第六項 助産婦平素の準備及其職に對する義務

助産婦は常に豫め必要なる準備を整へ其晝たるを夜たるを將た何の時たるに係はらず最も速に救助の依頼に應ずべし其職務以外の事件に因

り許可を受けずして外泊するを得ず特に妊娠末期に迫れる妊婦を引受け居らば晝間と雖も止むを得ざるに非るより外泊すべからず若し止むを得ずして外出することあらば其外出中必要の人は何處に来るべきことを言ひ置くべし假令貧者或は甚だしき不潔の者若くは傳染病者と雖も其依頼を謝絶するが如きことあるべからず其分娩に際し助産婦が盡すべきの義務は貧富によりて一毫だも差異あるべきものに非ず但し助産婦が所屬区内の貧者を處置せるに對しては區廳より相當なる報酬を交付せらるべし

第七項 同時に兩産家より依頼を受けたる時の措置

助産婦現に一の貧窮なる者の分娩に臨みて之を處置せるに際し更に他の産婦より招かれたるに方り助産婦故らに其速かなる分娩を促がし或は後産未だ娩出せずして後出血の危険あるに係はらず其儘に放置して他に去らんとするが如きは其罪の最も大なるものなり助産婦は此の如き場合に會はる第二に招かれたる産家には他の助産婦を指示して之に當らしむべし而して其指示によりて依頼せられたる助産婦は一時前の助産婦に代

り或は産家の希望により其全部の處置を擔當すべし決して一助産婦にして同時に兩箇の分娩を引き受くべからず若し急要の場合に際し他の助産婦を得る能はざるときは其應急救助の最も切要なりと認めたる一方に急ぎ赴くべし

第八項 分娩時の義務

分娩時に於て盡すべき義務は助産婦の他の義務即ち洗禮の處置産褥婦或は患婦の訪問小兒の沐浴等より更に重大なるものとす

第九項 公事に對する義務

助産婦若し地方廳より或る婦人の身體の狀況に關して鑑定を命ぜられ又は其業務及び技術に關して諮問せられたる時は其嚴正なる所見によりて發見せる事實と意見とを最も誠實に答ふ可し

第十項 助産婦の家に於てする分娩及び産院の設置

妊婦若し助産婦の邸内に於て分娩せんことを望むものあるときは豫め地方廳に申告して其許可を受くべし又た助産婦私立産院を設けんと欲せ

ば所屬區長の認許を受くるを要す(一千八百六十九年六月二十一日布告第三十條を見よ)

第十一項 規定外治療法の制裁

助産學中に記載して使用を許されたるより以外の藥品は助産婦の妄りに處方し或は使用することを許さず其他規定以外の施すべからざる治療法及び不合理なる迷信例令ば咒咀祈禱等の類は嚴に禁する所なり

第十二項 醫士に對する義務

助産婦は醫士に對し十分なる尊敬を表し其命令は必ず異議なく遵守すべし

第十三項 出産届の注意

助産婦は區廳規定の書式に従ひ出産届を差出すべきことを注意すべし即ち其届書には分娩の年月日及び時刻小兒の男女正産死産分娩直後に於る小兒の死亡其成熟未成熟早産異常産公生私生兩親の氏名族籍等の諸項を記すべきものなり而して其出産届は父親の履行すべき務なりと雖ども其不在なるか或は私生兒にありては助産婦は其旨を届け出づべきものとす

す

第十四項 小兒洗禮の注意

助産婦は其處置せる小兒の両親クリスト教の信者なるときは小兒を一定の期日に従つて洗禮を受しむる様注意すべし若し小兒の眼病或は熱病等に罹れるときは教會堂に到るの書を近視に論して其家に於て洗禮を受けしむべし又小兒の現に危険なるか或は甚だしく衰弱せるときは傳導者の手によりて洗禮を執行せらるゝことを急ぐべし危急の場合にして之を待つ暇なきときは助産婦自ら臨時洗禮を執行すべし故に助産婦は分娩の後直ちに其住所を傳導者に通知し置きて臨時洗禮の際其指揮を受くべし

第十五項 器械の準備及び學力檢定

助産婦は必ず規定の助産婦器械(第百十一項を見よ)を準備するを要す器械は常に注意して保存し置き直に用に應ずべき様處置すべし而して醫士には其望に應じ時々之を出して示すの義務あり
區醫は常に助産婦に注意し其職業に關して時々報告を促がすべし又試験を舉行して助産婦學力の退步せざるや否やを檢定し且つ新刊の助産學

等に就て其規則を熟知し得るや否やを問ふべし

第十六項 事務の報告

助産婦は己が力を盡したる分娩に關しては規則に従ひて施行せし處置の概略を正しく届書に記載して報告すべし 區醫は毎年一月及び七月の兩期に於て其届書を檢閲し助産婦の規則を守れるや否やを調査し次で其檢閲を終れるこゝを記入すべし而して此に用ゆる届書の用紙は無代價を以て區醫より交付せらるべし

第十七項 助産婦の誓詞

ザクセン王國に於ては助産婦は其職務に對して次の誓を爲すものとす 助産婦某今至善なる神に誓はん我は助産婦規則に通じ誠實に我職を務め精密なる觀察を施し正しき秩序を守りて嚴正なる助産婦の義務に服すべし神よ冀くは我が道に神聖なる助けを與へよ 産褥熱に關する訓令獨逸國の如きに在りては特に産褥熱にのみ關して教育醫務大臣は産婆に訓諭する所あり今參考の爲め之を抄録すれば左の如し

○産褥熱豫防に關し獨逸國教育醫務大臣の産婆に對する訓令(千八百八十八年の頒發布)

- 一 産婆は居常清潔を主とし殊に産室若くは褥室に於ては最も清潔法を行ふ可し
- 二 産婆其職に従事するの際に一定の被服を着可し即ち衣袖は上膊の中央に掲擧し白色にして洗濯に堪ゆるものを選び又胸部の前面は廣き前垂を以て之れを覆ふ可し (前垂は産婦若くは褥婦を初めて検査せんとするの際新に洗濯して他の衣類と區別し蓄へたるものを用ゆるを要す)
- 三 産婆は産婦若くは褥婦に接するに先だち爪を剪り且つ磨き爪鬚爪下の汚垢及び逆爪の如きものを去り刷毛石鹼を用ひて手指及び前臍を洗淨す可し
- 四 産婆は特に次の諸品を携帯するを要す
甲 新たに洗濯を経たる前垂布其幅は衣服の前半面を全く被覆するを要す
乙 石鹼

丙 待に定めたる爪鍬子刷毛

丁 新たに洗濯せる手巾

戊 溶解性石炭酸一瓶此瓶には剥離せざる様表箋を貼し注意す可き石炭酸適當に稀釋し外用にのみ供用と明記し密栓を施し且つ十五瓦及び三十瓦を量り得べき液量計を添ふ可し又檢温器は必ず携帶す可くイリガートルは一里埋兒の量容を有し半里埋兒の部に劃線を記し護謨管は一乃至一五迷にして硝子製嘴管を具ふ可し但し亞鉛製イリガートルを用ゆるも亦佳なり

五 産婆は必ず其所用の器具を清潔に保ち石炭酸の如きも能く之れを蓋へ他の小兒等の之れに近づくも害なからしむ可し

六 妊婦産婦及び褥婦の内検査をなす可き手及び前臍を暴露し清潔にするこゝなれば之れを施す可からず内検査を施すか若くは生殖器の創傷を處置せんと欲するの際は袖を上臍の中部以上に掲舉し此より以下に降らしむ可らず此の如くにして爪鍬子刷毛石鹼を用ひ微温湯(可及的の一回煮沸せしめたる者)中に善く洗ひ清淨なる手巾にて拭去し次に同一の方により被檢者の外陰部其近傍を洗滌し脱脂綿又はガーゼを以

て之れを拭ふ可し

若し産婦なるときは以上の外可及的清潔にして豫かじめ温めたる襪襪及び上敷敷布等を用ゆ産床及び産褥を作る可し

七 總て産婆の用ゆ可き石炭酸は常に次の方によりて調製す可し石炭酸は第四項に記せる者を取り其三十瓦を一里埋兒に混じ善く攪和し石炭酸をして水底に沈澱せしむることなからしむ可し最良なるは栓塞せる

八 産婆は第一回の検査を施すに先だち二里埋兒の石炭酸溶液を作るべし此の石炭酸液をイリガートルに盛るに先だち嘴管臍帶剪刀カテ

一 テルをイリリガートル内に入れ護謨管を接合し而して後ち溶液を満たす可しイリリガートルを用ゐて灌注せんと欲せば内に貯へたる諸器

凡そ半里埤兒の石炭酸は他の容器に移さんことを要す又器械は一回使用せるの後ち石鹼にて洗ひ乾かして再び石炭酸液の中に入れ以て處置の終るに至る可し石炭酸溶液の残り一里埤兒半は之れを二つに等分し一は第一回の検査に當り手の消毒に用ゐ他は次回の検査の前後又は陰部の創傷に觸るゝの際手の消毒に供用す可し

九 既に分娩を終れるものに在りては産婆は臥床を調へたるの後一回煮沸せる微温湯を以て外陰部を洗滌し脱脂綿若くはガーゼを以て之れを拭去す可し

十 産婆の臍内灌注を施すは通例醫師の指定に従ふ可し雖ども産婆教科書の殊に規定せる場合に於ては石炭酸水を用ゐて自ら之を行ふ可きものとす

十一 産婆は必要あるに非らざれば褥婦の陰部に觸れ又は惡露に汚染せられ若くは化膿せるが如き體部に觸接することなく且つ之れに類似せるもの假へば潰瘍若くは死産兒汚染せる襪襪の如きも之を避けんことを要す其他傳染性諸病即ち産褥熱膿毒症敗血症子宮及び腹膜の炎症實布的里梅毒淋疾腸窒扶斯虎列刺等の患者には可及的近づかせざらんとす

務む可し

十二 産婆若し褥婦の陰部又は惡露に汚染せる物品に其手を觸れしむるときは第六及び第八項に説述せるが如く第一回の検査に準じ綿密に洗滌す可し

十三 産婆若し化膿又は惡臭ある惡露に觸れ或は第十一項に記せる諸傳染性患者の手若くは器具に接觸せるときは第十二項に従て洗滌し且つ少なくとも五分間石炭酸水中に消毒し同時に使用せる器械は先づ洗滌し次に煮沸し後ち之れを石炭酸水中に浸漬す可し

十四 産婆若し産褥熱敗血症膿毒症子宮内膜炎丹毒實扶的里猩紅熱瘡癩疹等の傳染性患者若くは此の症の疑ひある病者の家に至れることあらば其衣服を交換し且つ第十二項によりて嚴に消毒法を施し然る後にあらざれば妊婦産婦及び褥婦を検査す可からず

十五 産婆の家宅に前項の諸症若くは其疑ある疾病を生ずるか若くは産婆の處置せる褥婦にして産褥熱子宮炎腹膜炎又は其疑ある諸症を發するときは該産婆は行政廳の豫防規則に服し其業務を停休すべきものとす

十六 産褥熱子宮炎腹膜炎若くは此諸症の疑ある患者を處置せば其間には全く妊婦の検査を禁じ産婦及び褥婦は緊急の場合に於てのみ之れを検するを得べし但し此際先づ全身浴を取り石鹼を以て善く洗滌し新衣を服して後ち第十四項によりて消毒法を施すべし

十七 産婆第十四項に記せる諸病若くは其疑ある患者に接せるの際に着せる所の衣服は之れを他の者と混することなく直ちに之れを洗淨煮沸するか若くは蒸氣消毒法を施すにあらざれば他所に携帯す可らず

十八 産婆は死體及び死體の衣服に接觸すること勿れ若し之れに觸るゝことあらば第十六項に従て所置せんことを要す

○産褥熱豫防規則(摘要)(千八百九十二年六月發布)

第二十四條 産婦或は産褥婦の異常例令ば産婦或は産褥婦の病的經過を取れるときは産婆は直ちに醫士を招かざるべからず若し之を怠り或は之を拒み因て危険の起れる時は其所屬區會議員區長村長及び同時に區醫に向ひて書面或は口頭を以て届出でざる可らず

第二十五條 區醫は何れの場合に係はらず産褥熱の重症に并に産褥熱の褥婦より招かれたる醫士より産褥熱なるの届出あらば自己に或は書面

を以て式に従ひ之を處置す可し

第二十六條 産褥婦の死亡したるときは可成自己に又は書式に従ひて死亡の原因を認め區醫に差出す可し

第二十七條 産婆より分娩せしめし産褥婦が産褥熱に係れるときは産婆は他の産婦を見舞べからず已に産褥熱に罹れる褥婦は自己或は他の産婆或は看護婦をして之を看護せしむ可し

産婆は産褥熱に罹れる産褥婦を訪ひたる最後の日より少なくとも五日間他の褥婦を處置するを得ず又區醫の意見に因り猶之より時日を延ばすべきことあり前記の時日中には産婆は其全身及び衣服を清潔に洗滌し更に其前膊手指及び爪甲は微温湯中に於て石鹼を用ひ刷毛にて極めて清潔にし更に三布仙即ち三十倍石炭酸水にて消毒し斯く日々二回づゝ之を反覆す可し
又之と同じく産褥熱患者に使用せし器械殊に硝子製子宮嘴管及びカタテ
ーナルは三布仙即ち三十倍石炭酸水中に於て半時間煮沸し灌注器の護
謨管も亦半時間三布仙即ち三十倍石炭酸水中に浸漬して之れを消毒す
べし

第二十八條 前條即ち第二十七條第三項に於て規定せる時間中と雖も産婆は以前己が分娩せしめたる健康なる産褥婦を訪ふことを得べし但し決して内診を行ふべからず

産褥熱に罹りたる産褥婦が幸に健康に恢復し五日間を経過したる後若しくは區醫の意見に従ひて定めたる時日(第二十七條第三項を見よ)を経過するときは産婆は再び他の産婦を處置するを得べし然れども尙ほ一週間隔日に前産褥婦経過の状態を區醫に向ひて口頭或は書面に認めて報告す可し産婆一定の時日を経て他の分娩を處置し始め(第二十八條を見よ)三十日以内に於て再び産褥熱に罹れる者あるか或は一産婆が處置せる産婦にして二人以上多數の産褥熱に罹れる者あるときは産婆は最後の産褥熱を處置せる日より少なくとも十四日間他の分娩を處置す可らず上記の十四日間の中に於て産婆は第二十七條の第四項及び第五項に記載せる所に従ひて、嚴重なる消毒清潔法を施行す可し

以上記せる産褥熱豫防規則に違反せる行爲ある産婆は千八百九十二年六月二十二日發布せられたる王國內務大臣の法令に従ひ百五十マルク(我が凡そ七十五圓)以内の罰金若しくは六週間以内の禁錮の刑に處せらるべし

○初生兒眼炎に關する規則

(摘要)千八百九十三年六月二十二日發布

第四條 産婆は分娩後初生兒の眼に附着したる粘液を拭除し注意して之を清潔となし尙ほ其他の全身をも能く清潔に洗滌す可し眼の拭除に際しては産婆は軟かき布片と清潔なる水とを以て靜かに外背の方より内背の方に向ひて拭去す而して此際凡て壓迫及び摩擦等を施こして刺戟することを避けざるべからず又其際決して海綿を用ゆべからず且つ産婆は其處置を終へたる後更に自己の手指を清潔に消毒す可し

第五條 分娩後第一日に於て初生兒の兩眼或は片眼に疾病の徵候現はれ即ち眼瞼の粘着腫脹及び發赤等を發見せば直ちに醫士を招くべし若し遅延して數時間を経る時は治し難きに至るものなり而して産婆は自ら眼病を治療すべからず初生兒の親戚等の醫士に診察を受くるを遅滞し或は之を拒むものあるときは産婆は懇に其の危険を論し若し尙ほ肯ぜざるときは直ちに區長或は區醫に書面或は口頭を以て届け出づべし産婆は此の如き患者に接したるときは其近親或は近隣の小兒に眼楯術

の傳染せざる様注意し決して眼焮術を患ふる小兒に近かしめざるべき
ことを諭す可し

以上の現則は産婆の嚴に守らざる可からざる處なり若し之に違ふときは百五十マルク(即ち我が凡そ七十五圓)以内の罰金或は六週間以内の禁錮の刑に處せらるべし

第六條 醫士の來診迄に時間を要するときは産婆は次に記する方法に據りて清潔法を施し或は其母又は附添の者に其の病眼の清潔法を教へざる可からず

第七條 初生兒眼炎の清潔法は次の規則に従て之を行ふべし即ち清潔なる綿花或は瓦葺或は全く清潔なる麻布を取りて清潔なる水中に浸し置き之を絞り決して壓迫又は摩擦を加ふるべきなき様注意して眼瞼の間に存する粘液を拭去すべし而して眼瞼の間に存する粘液は恰も鼻側即ち内眥の方に向ひて集まり居れるものなるが故に此部に於て拭去す可し次で拇指を以て上眼瞼を徐かに下方に蹠轉して流出する粘液を拭ひ更に下眼瞼を徐かに下方に牽下して流出する粘液を拭ひ去るべし若し膿様粘液の爲めに固着して眼瞼の閉鎖せるときは清潔なる布片を清水

に浸して暫時布を眼瞼上に貼す可し之に由り粘液の凝塊溶融して自ら眼瞼を開くを得るに至る眼病の清潔法を行ふに供する水には決して乳汁若くは石鹼等を混す可からず

片眼の疾病に罹れる者にありては産婆は健眼を拭ふに決して病眼に用ゐたる布片を用ゆるべからず又此の如き患兒を臥せしむるには病眼の方を下にし健眼に膿汁の流れ込まざる様注意すべし

第八條 既に醫士の診察を受けたる後は其清潔法及び其の他總ての處置は悉く醫士の意見に従ふべし

助產婦學下卷終

明治三十九年四月一日發行
 明治四十一年五月十四日增訂
 明治四十四年七月廿五日改訂
 明治四十四年七月廿八日改訂
 下卷五版發行

助產婦學下卷

正價金壹圓貳拾五錢

著作
 登錄

著者 緒方正清
 著者 友松佳雄
 發行者 丸善株式會社
 專務取締役 右代表者 小柳津要人
 印刷者 中村政雄
 印刷所 報文社

發行所

東京市日本橋區通三丁目
 大阪心齋橋筋博勞町四丁目
 京都三條通麩屋町西へ入

丸善株式會社
 丸善株式會社大阪支店
 丸善株式會社京都支店

丸善株式會社發行書目

獨乙醫學博士セルハイム氏原著
醫學博士緒方正清氏譯

產科婦人科診斷學

菊全 紙數四百五十餘頁
洋判 正價 金 貳 圓
裝冊 郵稅 金 拾 八 錢

堂々たる我邦の醫學界に産科婦人科診斷學に關する書なし、之れ有るは實に本書に始まる。本書は獨逸醫學界の泰斗セルハイム博士の名著なり博士嘗て日本に遊び譯者緒方正清博士と友とし善し、而して昨年緒方正清博士萬國醫學會に參列の途次、セル博士をチュービンゲン大學に訪ふや、セル博士は當時執筆中なる本書の脱稿を待つて之を日本に公にせんことを托せられ緒方正清博士の快諾を得て茲に此譯書を見るに至れり、本書は學術を主として實地的應用と學生の演習に至大の教導裨益を與ふるは目次に依りて知らるべし。

目次概要 第一章産科婦人科診斷に於ける實習と學習 第二章産科婦人科診斷に於ける手指の演習 第三章手の天賦的資性 第四章産科婦人科演習としての手の修養 第五章患者待遇法 第六章既往病歴 第七章産科婦人科產科診斷に於ける準備及び補助法 第八章骨盤骨盤の検査法 第九章妊娠の診斷 第十章妊娠の診斷 第十一章産婦の診斷 第十二章産婦状態の徴候 第十三章産科婦人科診斷の行程 第十四章子宮腔の診斷 第十五章試験的截除法及診斷目的に於ける爾他手術的技法 第十六章直腸検査法及び直腸經山診斷法 第十七章泌尿器検査法

丸善株式會社發行書目

醫學博士 緒方正清氏著 全部完成

再版 婦人科手術學

前編 菊全 紙數四百五十餘頁
洋判 正價 金 貳 圓
裝冊 郵稅 金 拾 八 錢
後編 菊全 紙數四百五十餘頁
洋判 正價 金 貳 圓
裝冊 郵稅 金 拾 八 錢

本書第一版は發行以來幾歲月を経ずして望外の反響を婦人科學海に與へ絶版せり茲に於て弊舖先生に乞ひ先生更に自家の實驗説を基礎として現今歐洲婦人科の泰斗にして其學の深遠其識の該傳世人の信奉せるヘーガルカルテンパツハ著婦人科手術學の新版に則り婦人科診斷法、藥物的治療法及外科的技術等最新術式は悉く網羅し遺す所なく實に錦上添花を添ふるものと云ふべし加ふるに先生の立案正確文辭明晰圖畫精巧なる等其價值に至りては吾人の喋々を待たざるなり請ふ世の刀圭家諸士空しく改版の名のみに非らざる第二版の眞價を知り賜へ

丸善株式會社發行書目

●訂正第四版●

獨逸醫官婦人科教授 ドクトルヘーガール氏原著
日本緒方婦人科病院長 醫學博士 緒方正清氏譯述

社會的色慾論

全壹冊 洋裝頗美木
正價金壹圓
郵税金八錢

此書は現今婦人科學の泰斗たるヘーガール先生が多年の經驗に徴し色慾の原理を精密なる統計に基き社會に於ける色情の關係を生理上及び哲學上より論究しヘーガール氏等が社會と婦人に對する著書を論破したる者にして書中には交接の生理、男女色慾の比較、色情の健康と壽命とに對する社會的關係、婚嫁者と獨身者に於ける壽命の關係、房事と壽命、自殺者、狂者、淫慾亢進症、花柳病、刑事學、房事に因する生殖器諸病、房事過度、野卑なる戀愛、強姦、房事と家族、夫婦間に見なき者、色情に於ける國家の健康、生兒數と殖民地との關係、選兵と移住民、英國と佛國の狀態、國家生産と貿易の調節、殖民政略、ヒートン氏の學說、房事と繁殖作用、子孫の性質、血族結婚、社會的血族、遺傳學說結婚選擇等の諸項を收め議論斬新精緻にして而かも文章平易なれば醫學者は勿論政治家社會學者より一般士女に至るまで苟も生を此世に享たるもの、必らず一讀すべき寶典なり

丸善株式會社發行書目

醫學博士緒方正清氏著

增補 婦人の家庭衛生

全一冊 菊判假裝
紙數四百餘頁
正價金壹圓
郵税金拾貳錢

近時我邦に於て、家庭衛生の語は盛んに唱へらるれども其弊のみ徒らに大にして、其實際
に於ては功を擧ぐるに乏しき所以のものは蓋し適當なる良書に乏しきこと其一大原因な
るべし。本書は緒方博士が一般の婦人をして衛生的智識の發展に努め之が改善を促すの
目的を以て公にせられたるものなり、結婚の注意、配偶の選擇、血族結婚の利害、色慾の
利害、遺傳病の説明、花柳病の傳染、家庭の融和、妊婦産婦及び褥婦の攝生法、育兒の
方法等婦人の家庭に對する必要の事項を學理に基きて通俗的に説明せられたれば、圓滿
なる家庭を作り、健全なる子孫を擧げんと欲する人々は本書を手にすることを忘れ給ふ
な。

丸善株式會社發行書目

京都醫科大學
教授醫學博士 鈴木文太郎氏著

顯微鏡及鏡查術式

菊洋裝一冊
紙數四百七十餘頁
正價金貳圓貳拾五錢
郵稅金拾八錢

エナ硝子創製せられて光學の一紀元を劃し、鑿石の利用を見るに至り、顯微鏡は益々精巧を極めて著大なる効果を示すや、其装置の複雑なるに伴ふて構造組織と使用方法とに通曉するに非ずんば満足なる効果を収めて研究の目的を達すること能はざるに到れり、是れ鈴木博士の本著ある所以、博士は解剖學者として日に顯微鏡に親まざるなく、廣く各種の顯微鏡に通じて殆ど顯微鏡中の人なりと稱せらる、本書先づ本器の構造性質より其使用法、實習應用に關する諸般の材料、處法、後處理を極めて秩序的に最も平易直截に説明し、凡そ顯微鏡使用者の知らんと欲する事及び當然心得置くべき事は總て洩らされれば、苟くも醫學生物學、農工諸科に従事し顯微鏡を手にする諸氏は本書に由つて初めて完全に顯微鏡を使用し得べし若し本書無からんか、恐らくは完全に使用する能はずして功を一貫に缺く憾あらん

特に本書は夥多の精巧なる挿圖ありて事理の會得を容易ならしめ猶ほ卷末に附するに我國出版界に於て未だ曾て見ざるころの本邦及獨逸の最良の技術を應用せる圖版を以てす又以て著者の用意懇切周到なるを窺ふに足るべし

丸善株式會社發行書目

陸軍軍醫監石坂惟寬氏序文 陸軍藥劑監藥學士 平山增之助氏校閱
陸軍藥劑官相摸嘉作 藥學士中馬泰造兩氏共編

再版訂藥物品名彙

全一冊
菊洋裝布綴美本
正價金貳圓貳拾錢
郵稅金貳拾錢

本書は和洋漢及最新の洋藥五千餘種に就て、いろは順により一々其の藥名、異名、成分、供用及性状の四項に分ち原語并に譯語を以て、各々其の主要の點を載録したるが故に一目の了解を容易に各種藥品の成分効用性状を知得するを得、尙附録に原藥名索引一日の極量表、異名對照表を附したり殊に本版に於ては初版遺漏のもの并に新藥百九十餘種を増補したれば其効益一層廣大なるに至れり

京都帝國大學教授
醫學博士 鈴木文太郎氏著

解剖學名彙

袖珍美紙數二百餘頁
全一冊 正價金七十五錢
郵稅金八錢

改訂三版成る、本書は曩きに獨逸解剖學會の第九回會合に於て可決せる萬國の術語でも稱すべき羅典名を基礎として、更に一般的名語、骨學、筋學、內臟、血管學、神經學、其官器及總體等を大別して、更に之を數百項目に細分し、廣く先人の譯語を參照考定して、亦一變せり、博士自ら増補選定せられたり、殊に三版に於ては新に改訂を行ひ其體裁

丸善株式會社發行書目

陸軍藥劑官 相摸嘉作氏著

食物彙纂

全一冊 菊判洋裝四百餘頁
郵稅金拾圓六拾錢

近來衛生思想の發達に伴ふて最も忽諸に附すべきからざるものは飲食品の研究なり本書は著者が數年の苦心を以て理論上及び實驗上より日常用ゆるべき穀類菜果魚介鳥獸肉及び酒類飲料等一千有餘の傳來地製造法を分析化學的價値及び鑑識法等に至る迄細大なる一冊を精査したる最大衛生學が故に凡そ日常飲食品に關する事項は一に本書に由て詳かにするを得べし醫士衛生學家は素より荷くも一身一家の健康を計らんとする諸君子は必ず一本を購はれて其座右に備へられん事を希望す

衛生試驗所編纂

飲食物編

附嗜好品及用器類の試驗

全一冊 菊判洋裝四百頁
郵稅金拾圓五拾錢

如何にして生を保つべき乎、是れ人類の最も研究すべき最大問題なり、本書は我が邦有名なる衛生專門大家の報告論文より成り、河豚の毒、無砂混砂、精米の試験、味噌醬油の試験、内外産烟草の試験、酒、水飴、洋菓子の試験、亞鉛製飲器の試験、味清醬油の比較試験、等皆實際に基き、精確なる成績表數十種を添へたれば覽て以て平常衛生の疑問をなし給へ

丸善株式會社發行書目

小兒科專門 長濱宗信氏著

增訂 小兒養育の心得

全一冊 四六判假裝
郵稅金拾貳圓

大阪回生病院 醫學博士柳瀨實次郎氏講述

小兒救急母の手引

全一冊 菊判洋裝
郵稅金八拾九錢

鈴木文雄氏著

婦人病と水治法

全一冊 菊判假裝
郵稅金五拾六錢

丸善株式會社發行書目

京都醫學博士 松岡道治 著

人體畸形矯正學

著者は京都醫科大學に於て、斯科を擔當せられて以來、四年間に於て、其學問の深く實驗に熟せらるゝを知るに足る。本書の出づる亦以て我邦醫術の進歩を飾る一大光榮と謂ふべし。

骨及關節ノ結核

恐るべき結核病の一なる骨結核の病理解剖、及び臨床的療法に就て、最新の學理を詳し、著者の實驗を経たし、全篇を病理解剖、徵候、診斷、豫後の療法に分ちて、簡明的なる説明を試めり。

先天性股關節脱臼及其跛行療法

先天性股關節脱臼の病理解剖的研究に就て、診斷、整腹法、及び整腹固定後の療法を、十七種の網目版を挿入して説明せるもの、是等の不具者及び其父兄に取りて、實に一大福音たるべし。

紙判洋裝全壹册
正價金 參圓
郵税金 拾貳錢

紙判洋裝全壹册
正價金 壹圓
郵税金 八錢

紙判洋裝全壹册
正價金 六拾五錢
郵税金 八錢

日本唯一之產婆雜誌

醫學博士 緒方正清主幹

助產之業

每月一回發兌
每號八十餘頁

本誌は本邦唯一の助産婦學雜誌にして日本及び歐洲に於ける最近助産術の現況は勿論諸大家の名説各國助産婦社會の出來事は細大報導して漏すなし實に産婆及び産科醫諸君の好師友たり
助産婦學會々員には毎號助産の業を配布す 入會希望の方は左記學會へ申込まるべし 會費は一箇年前金壹圓五拾錢

助産婦學會

大阪市東區今橋三丁目緒方邸内

要紀科人婦方緒

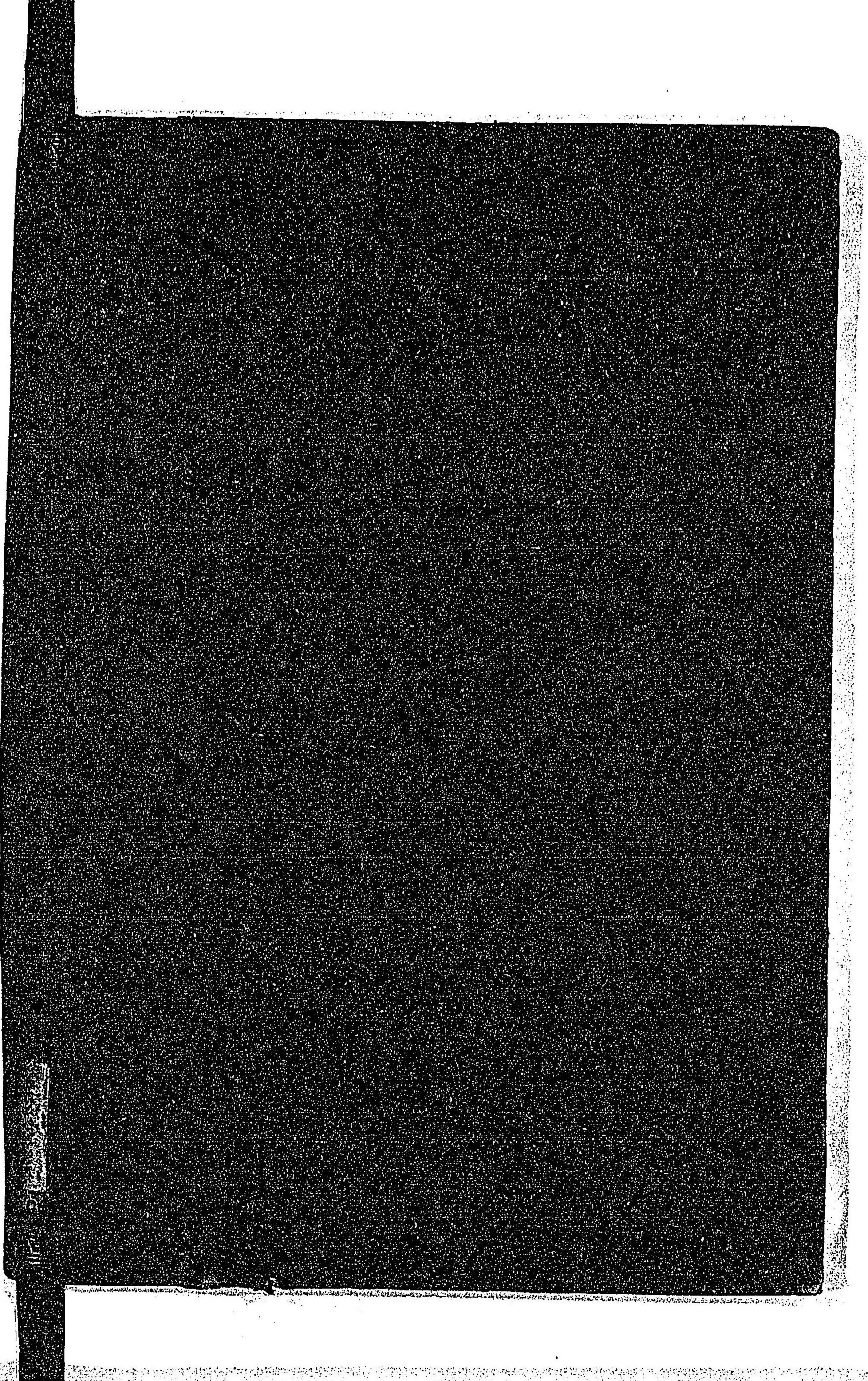
韓國は併合せられたり、我日本帝國は大陸の大日本帝國となれり、島帝國的國民は茲に大陸の大國民となつて尙富國強兵の實を擧げざる可らざる秋となれり、學術、技藝、軍事、教育、商工、農事凡そ國民の大發展を爲すべきもの、皆是れ富國強兵に待たざるべからずして富國強兵の要素は實に國民元氣の消長如何に關係し國民元氣の消長如何は國民の健康の如何に由る、我婦人科紀要は夙に見るあり、明治三十五年中央婦人科學會雜誌を刷刊し、次て明治四十年富山縣奇病の研究を遂げたるを動機として、緒方婦人科紀要を改題し、茲に之内外に頒ち、聊之に依りて母體が健康を保持し、之に由りて生すべき國民の健康を期待したり、爾來九年益益購讀者の數相増し茲に斯く國運の大發展に遭遇し、我國諸博士外國各大學の諸大家シユワロツヘーガ、ウエ、ア、フロイ、エ、エル、フロイ、ハ、フロイ、テメス、ソ、ワ、ルト、ハ、ルト、スト、ラ、ス、マン、レ、カ、ボ、ル、ド、ウ、エ、ルト、ハイム、ベル、ハイム、フロ、ン、メ、マイ、エル、シ、ユ、ル、チ、エ、シ、ヤ、ウ、タ、オ、ー、ビ、ツ、ツ、ツ、ワ、イ、フ、エ、ル、ホ、ー、フ、マイ、エル、フ、ア、イ、ト、サ、ユ、ル、セ、ン、ウ、イ、ン、テ、ル、プ、リ、ウ、ス、ド、ア、イ、ヤ、ン、ゼ、ー、ゴ、ン、ホ、ウ、ヂ、ビ、ナ、ー、ル、カ、ー、ル、ヘ、ー、ガ、ル、マ、ル、チ、ン、ラ、ン、ダ、ウ、其他諸博士を加へ和文と原文と並載して以て愈々世界的施設を完ふせり、其内容の豊富と外觀の改善とは蓋し錦上華を加へたるを自負せると共に我醫學社會雜誌中に先若く獲得したるを斷言して憚らず、之を購讀して將來を期すべきこと固より國民義務の一端なるが如し

有志の士幸に本誌の微衷を察せられて會員として續々入會購讀の榮を給はらん事を乞ふ

- 本會は毎月二回一日十五日産科婦人科學會を開き學術上の演說及論議をなす
- 本會は毎年二回乃至四回婦人科紀要を發行して會員に頒布す
- 本會々員は會費として一ヶ年金貳圓を前納せらるへし
- 會員たらんと欲する者は産科婦人科専門家は勿論一般醫學者及び開業醫と雖も入會する事を得べし
- 本會々員に限り緒方文庫に於ける藏書の閱覽を許可す
- 本會の事務所は當分主幹者緒方正清の宅に置く

發行所 大阪市東區今橋三丁目
主幹 緒方正清
丸善株式會社

56
別庫
47



56
47

